

福岡県公報

平成二十一年九月三十日
第三千二十一号
増刊 ②

目次

規則(第三十九号—第四十五号)	(人事課)	……一
福岡県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	……四八
福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	……五五
福岡県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	……五五
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(自然環境課)	……五六
風致地区内における建築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(公園街路課)	……五九
都市計画関係法による建築等の許可又は承認の申請の手續等に関する規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	……五九
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(保健衛生課)	……五九
告示		
福岡県水防施設費補助規程の一部を改正する告示	(河川課)	……六〇
福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示	(農林水産政策課)	……六〇
福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示	(財産活用課)	……六〇
福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示	(会計管理局会計課)	……六一
福岡県プール衛生指導要綱の一部を改正する告示	(保健衛生課)	……六四
訓令(第十三号—第十七号)		
福岡県営林極印規程の一部を改正する訓令	(森林保全課)	……六四

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令	(河川課)	……六五
福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令		
福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令	(財産活用課)	……六五
福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	……六六
人事委員会		
福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……六九
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……六九
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……七〇
福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……七一
福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……七二
福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……七三
公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	……七三
規則		
福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。		
平成二十一年九月三十日		
福岡県規則第三十九号	福岡県知事	麻生 渡
福岡県行政組織規則の一部を改正する規則		
福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正		

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

する。

目次中「保健福祉環境事務所及び保健所」を「保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所並びに保健所」に、「第五款 普及指導センター（第七十四条 第七十六条）」を「第五款 削除」に、「土木事務所（第二百三十一条 第二百三十三条）」を「県土整備事務所（第二百三十一条 第二百三十三条の二）」に改める。

第二条第四号中「普及指導センター」を削る。

第七条第二項第十号の表公園街路課の項中「街路係 高架係」を「街路係」に改める。

第二十条の二の二第三号二中「北九州県民情報コーナー及び保健福祉環境事務所」

を「並びに北九州県民情報コーナー並びに保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）」に改める。

第三十一条第一号イ中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同号チ中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。

第三十一条の二第三号ト中「保健福祉環境事務所保健師活動」を「保健福祉環境事務所における保健師活動」に改める。

第三十一条の五第三号イ中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第四十三条の三第一号ハ中「及び普及指導センター」を削り、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 農林事務所普及指導センターとの連絡及び調整に関する事。

第五十八条第一号中ホをへとし、ニをホとし、ホの前に次のように加える。

ニ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する事（宅地建物取引業者からの保証金供託等の届出に関する事に限る。）。

第五十八条第二号に次のように加える。

へ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（建設業者からの保証金供託等の届出に関する事に限る。）。

第六十条第二号ト中「（平成十九年法律第六十六号）」を削り、「関すること」の下に「（他課に属しないもの）」を加える。

第六十三条を次のように改める。

（出先機関の職員の身分等に関する事務の総括）

第六十三条 出先機関を所管する本庁の課においては、当該所管に係る出先機関に所属する職員の身分及び服務に関する事務を総括するものとする。ただし、次の各号に掲げる出先機関の内部組織にあつては、それぞれ当該各号に掲げる本庁の課が当該事務を総括するものとする。

一 保健福祉環境事務所等社会福祉課及び保護課（福岡県粕屋保健福祉事務所、福岡

県宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び福岡

県京築保健福祉環境事務所にあつては保護第一課及び保護第二課、福岡県糸島保健

福祉事務所及び福岡県北筑後保健福祉環境事務所にあつては総務企画課保護係、福

岡県田川保健福祉事務所にあつては保護第一課、保護第二課、保護第三課、保護第

四課、保護第五課及び保護第六課） 福祉労働部福祉総務課

二 保健福祉環境事務所地域環境課及び環境指導課（福岡県北筑後保健福祉環境事務

所及び福岡県京築保健福祉環境事務所にあつては環境課）並びに保健環境研究所環

境科学部 環境部環境政策課

三 県土整備事務所建築指導課（福岡県南筑後県土整備事務所にあつては柳川支所建

築指導課） 建築都市部建築都市総務課

第六十五条第一号の表中

福岡県田川保健所 感染症の診査に関する協議会	福岡県粕屋保健所、福岡県宗像保健所、福岡県遠賀保健所、福岡県鞍手保健所、福岡県嘉穂保健所、福岡県田川保健所及び福岡県京築保健所の所管区域内の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条第三項の規定による入院の勧告等に関する事。	福岡県田川保健所
福岡県久留米保健所 感染症の診査に関する協議会	福岡県筑紫保健所、福岡県朝倉保健所、福岡県糸島保健所、福岡県久留米保健所、福岡県八女保健所及び福岡県山門保健所の所管区域内の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条第三項の規定による入院の勧告等について必要な事項の審議に関する事。	福岡県久留米保健所

を

改め、第六十五条第二号の表中

福岡県宗像保健所 運営協議会	福岡県宗像保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県宗像保健所
福岡県朝倉保健所 運営協議会	福岡県朝倉保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県朝倉保健所
福岡県糸島保健所 運営協議会	福岡県糸島保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県糸島保健所
福岡県遠賀保健所 運営協議会	福岡県遠賀保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県遠賀保健所
福岡県鞍手保健所 運営協議会	福岡県鞍手保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県鞍手保健所
福岡県嘉穂保健所 運営協議会	福岡県嘉穂保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県嘉穂保健所
福岡県田川保健所 運営協議会	福岡県田川保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県田川保健所

福岡県北筑後保健所感染症の診査に関する協議会	福岡県筑紫保健所、福岡県糸島保健所、福岡県北筑後保健所及び福岡県南筑後保健所の所管区域内の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条第三項の規定による入院の勧告等について必要な事項の審議に関すること。	福岡県田川保健所
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

を

に

改める。

第四章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款 保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所並びに保健所

第八十七条第一項中「福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例」を「福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例」に、「第一条第一項」を「第一条第一項及び第二項」に、「設置された保健福祉環境事務所」を「設置された保健福祉環境事務所

福岡県糸島保健所 運営協議会	福岡県糸島保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県糸島保健所
福岡県宗像・遠賀保健所運営協議会	福岡県宗像・遠賀保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県宗像・遠賀保健所
福岡県嘉穂・鞍手保健所運営協議会	福岡県嘉穂・鞍手保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県嘉穂・鞍手保健所
福岡県田川保健所 運営協議会	福岡県田川保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県田川保健所
福岡県北筑後保健所運営協議会	福岡県北筑後保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県北筑後保健所
福岡県南筑後保健所運営協議会	福岡県南筑後保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県南筑後保健所

に

福岡県久留米保健所運営協議会	福岡県久留米保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県久留米保健所
福岡県八女保健所 運営協議会	福岡県八女保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県八女保健所
福岡県山門保健所 運営協議会	福岡県山門保健所の管轄区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議すること。	福岡県山門保健所

所等に改め、同項の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課 総務係 企画指導係 健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 食品衛生係 生活衛生係 感染症係 社会福祉課 保護課 検査課 地域環境課 環境指導課	大野城市白木原三丁目五番二五号	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡(第八十九条第一項第七号及び第八号に規定する事務にあつては、前原市及び糸島郡を含む。)
福岡県粕屋保健福祉事務所	総務企画課 総務係 企画指導係 健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 保健衛生係 感染症係 社会福祉課 保護第一課 保護第二課 保護第一係 保護第二係 監査指導課	糟屋郡粕屋町大字戸原字堀ノ内二三五番地の七	古賀市 糟屋郡
福岡県糸島保健福祉事務所	総務企画課 総務係 企画指導係 保護係	前原市浦志二丁	

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉事務所	健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 社会福祉課	目三番一号	前原市 糸島郡
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉事務所 社会福祉課	健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 食品衛生係 生活衛生係 感染症係 社会福祉課 総務企画課 総務係 企画指導係 健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 環境指導係 環境指導第一係 環境指導第二係	宗像市東郷一丁目一番一号(社会福祉課、保護第一課及び保護第二課にあつては、遠賀郡水巻町吉田西二丁目一七番七号)	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡(第八十九条第四項第七号及び第八号に規定する事務にあつては、古賀市及び糟屋郡を含む。)

<p>環境事務所</p>	<p>児童家庭係 高齡・障害者福祉係 保護第一係 保護第二係</p>	<p>及び監査指導課 にあつては、直 方市日吉町九番 一〇号)</p>	<p>に規定する事務にあつ ては、田川市及び田川 郡を含む。)</p>
<p>福岡県田川保 健福祉事務所</p> <p>総務企画課 総務係 医療扶助係 企画指導係 健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 食品衛生係 生活衛生係 感染症係 社会福祉課 保護第一課 保護第二係 保護第三係 保護第二係 保護第一係 保護第二係 保護第三課 保護第一係 保護第二係 保護第四課 保護第一係 保護第二係 保護第五課 保護第一係 保護第二係</p>	<p>田川市大字伊田 字松原通り三三 九二番地の二</p>	<p>田川市 田川郡</p>	
<p>福岡県北筑後 保健福祉環境 事務所</p>	<p>保護第六課 保護第一係 保護第二係 監査指導課 検査課</p>	<p>朝倉市甘木二〇 一四番地一(社 会福祉課、検査 課及び環境課に あつては、久留 米市合川町一六 四二番地の一)</p>	<p>小郡市 うきは市 朝 倉市 朝倉郡 三井郡</p>
<p>福岡県南筑後 保健福祉環境 事務所</p> <p>総務企画課 総務係 企画指導係 健康増進課 健康増進係 精神保健係 保健衛生課 食品衛生係 生活衛生係 感染症係 社会福祉課 児童家庭係 高齡・障害者福祉係 保護課 監査指導課 地域環境課 環境指導課</p>	<p>柳川市三橋町今 古賀八番地の一 (社会福祉課、 保護課、監査指 導課、地域環境 課及び環境指導 課にあつては、 八女市大字本村 字深町二五番地</p>	<p>柳川市 八女市 筑後 市 大川市 みやま市 三瀧郡 八女郡</p>	
<p>総務企画課</p>			

第八十七条第二項の表中

福岡県宗像保健所	宗像市東郷一丁目二番一号	宗像市	福津市
福岡県朝倉保健所	朝倉市甘木二〇一四番地一	朝倉市	朝倉郡
福岡県糸島保健所	前原市浦志二丁目三番一号	前原市	糸島郡
福岡県遠賀保健所	遠賀郡水巻町吉田西二丁目一七番七号	中間市	遠賀郡
福岡県鞍手保健所	直方市日吉町九番一〇号	直方市	宮若市 鞍手郡
福岡県嘉穂保健所	飯塚市新立岩八番一号	飯塚市	嘉麻市 嘉穂郡
福岡県田川保健所	田川市大字伊田字松原通り三二九二番地の一	田川市	田川郡
福岡県久留米保健所	久留米市合川町一六四二番地の一	大川市	小郡市 三井郡 三瀬郡
福岡県八女保健所	八女市大字本村字深町二五番地	八女市	筑後市 八女郡
福岡県山門保健所	柳川市三橋町今古賀八番地の一	柳川市	みやま市

を

福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市中央一丁目二番一号	行橋市	豊前市 京都
総務係			
企画指導係			
健康増進課			
健康増進係			
精神保健係			
保健衛生課			
保健衛生係			
感染症係			
社会福祉課			
保護第一課			
保護第二係			
保護第二課			
環境課			
地域環境係			
環境指導係			

改める。

第八十八条第一項中「環境長を、同所」を「環境長を、保健福祉事務所に所長、保健監及び副所長を、各所」に改め、同条第二項及び第三項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改め、同条第四項中「保健福祉環境事務所の保護課（福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所）にあつては保護第一課及び保護第二課、福岡県田川保健福祉環境事務所にあつては保護第一課、保護第二課、保護第三課、保護第四課及び保護第五課」を「保健福祉環境事務所等の保護課（福岡県粕屋保健福祉事務所、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所）にあつては保護第一課及び保護第二課、福岡県田川保健福祉事務所にあつては保護第一課、保護第二課、保護第三課、保護第四課、保護第五課、保護第六課」に改め、同条第五項中「福岡県嘉穂保健福祉環境事務所、福岡県八女保健福祉環境事務所の保護課並びに福岡県京築保健福祉環境事務所の保護第二課」を「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の保護第二課並びに福岡県南筑後保健福祉環境事務所」に改め、同条第七項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所

福岡県糸島保健所	前原市浦志二丁目三番一号	前原市	糸島郡
福岡県宗像・遠賀保健所	宗像市東郷一丁目二番一号	中間市	宗像市 福津市 遠賀郡
福岡県嘉穂・鞍手保健所	飯塚市新立岩八番一号	直方市	飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
福岡県田川保健所	田川市大字伊田字松原通り三二九二番地の一	田川市	田川郡
福岡県北筑後保健所	朝倉市甘木二〇一四番地一	小郡市	うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
福岡県南筑後保健所	柳川市三橋町今古賀八番地の一	柳川市	八女市 筑後市 大川市 みやま市 三井郡 八女郡

に

等」に改める。

第八十九条第一項第一号ロ(1)中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 健康増進課

イ 健康増進係

- (1) 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児の療育指導に関すること。
- (2) 母体保護法の施行に関すること。
- (3) 調理師法の施行に関すること。
- (4) 母子保健法の施行に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。
- (7) 臓器の移植に関する法律の施行に関すること。
- (8) 健康増進法の施行に関すること。
- (9) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行に関すること。
- (10) 成人保健に関すること。
- (11) 歯科保健に関すること。
- (12) 特定疾患等難病に関すること。
- (13) 医療社会事業の向上及び増進に関すること。
- (14) 肝炎総合対策に関すること。

ロ 精神保健係

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関すること。

三 保健衛生課

イ 食品衛生係

- (1) 食品衛生法の施行に関すること（第十項の表の下欄に掲げる事務及び福岡県食肉衛生検査所の所掌事務を除く。）。
- (2) 製菓衛生師法の施行に関すること。
- (3) 福岡県食品取扱条例の施行に関すること。
- (4) 福岡県ふく取扱条例の施行に関すること。

ロ 生活衛生係

- (1) 理容師法の施行に関すること。
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関すること。
- (3) 興行場法の施行に関すること。
- (4) 旅館業法の施行に関すること。
- (5) 公衆浴場法の施行に関すること。
- (6) 化製場等に関する法律の施行に関すること。
- (7) クリーニング業法の施行に関すること。
- (8) 狂犬病予防法の施行に関すること。
- (9) 美容師法の施行に関すること。
- (10) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (11) 水道法の施行に関すること。
- (12) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。
- (14) 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。

八 感染症係

- (1) 予防接種法の施行に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。

四 社会福祉課

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと（児童福祉施設に係る報告徴収及び立入調査に関するものを除く。）。

ロ 身体障害者福祉法の施行に関すること。

ハ 売春防止法の施行に関すること。

ニ 知的障害者福祉法の施行に関すること。

ホ 児童扶養手当法に基づく認定請求に必要な遺棄証明の発行に関すること。

ヘ 老人福祉法の施行に関すること。

ト 戦傷病者特別援護法の施行に関すること。

チ 母子及び寡婦福祉法の施行に関する事

リ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事（国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に関する事を含む。）
又 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しない事

ル 介護保険法の施行に関する事（介護サービス事業者の実地指導に関する事を除く。）

ヲ 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事

ワ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に関する事

力 障害者自立支援法の施行に関する事（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の実地指導に関する事を除く。）

第八十九条第一項第七号を次のように改める

七 地域環境課

イ 温泉法の施行に関する事

ロ 自然公園法の施行に関する事

ハ 下水道法の施行に関する事務のうち、環境大臣の所管に係るものの終末処理場の維持管理に関する事

ニ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関する事

ホ 浄化槽法の施行に関する事務のうち、他の出先機関に属しない事

ヘ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に関する事

ト 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事

チ 循環型社会形成推進基本法の施行に関する事

リ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事

又 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の施行に関する事

ル 生物多様性基本法の施行に関する事

ヲ 福岡県立自然公園条例の施行に関する事

ワ 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の施行に関する事

力 福岡県ごみ散乱防止条例の施行に関する事

第八十九条第一項に次の一号を加える

八 環境指導課

イ 大気汚染防止法の施行に関する事

ロ 騒音規制法の施行に関する事

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事

ニ 水質汚濁防止法の施行に関する事

ホ 悪臭防止法の施行に関する事

ヘ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関する事

ト 振動規制法の施行に関する事

チ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行に関する事

リ ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関する事

又 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事

ル 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事

ヲ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関する事

ワ 土壌汚染対策法の施行に関する事

力 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事

ヨ 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の施行に関する事

タ 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例の施行に関する事

レ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の施行に関する事

ソ 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の施行に関する事

ツ 独立行政法人環境再生保全機構から委託された事務のうち、石綿による健康被

害の救済に関すること。

第八十九条第二項中「福岡県粕屋保健福祉環境事務所」を「福岡県粕屋保健福祉事務所」に改め、第二号から第四号までを次のように改める。

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 前項第二号イに規定する事務

ロ 精神保健係

(1) 前項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 保健衛生係

(1) 前項第三号イ及びロに規定する事務

ロ 感染症係

(1) 前項第三号ハに規定する事務

四 社会福祉課

イ 前項第四号に規定する事務

第八十九条第二項第七号を次のように改める。

七 監査指導課

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童福祉施設に係る報告徴収及び立入調査に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、社会福祉法人（市町村社会福祉協議会

、保育所のみを経営する法人及び保育所と併せてその他の第二種社会福祉事業の

みを経営する法人に限る。）に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に

関すること。

ハ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の実地指導に関す

ること。

ニ 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、指定障害福祉サービス事業者及

び指定障害者支援施設の実地指導に関すること。

第八十九条中第三項から第十四項を次のように改める。

3 福岡県糸島保健福祉事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

ハ 保護係

(1) 第一項第五号に規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 精神保健係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 社会福祉課

イ 第一項第四号に規定する事務

4 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 精神保健係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 食品衛生係

(1) 第一項第三号イに規定する事務

ロ 生活衛生係

(1) 第一項第三号ロに規定する事務

ハ 感染症係

(1) 第一項第三号ハに規定する事務

四 社会福祉課

イ 児童家庭係

(1) 第一項第四号イに規定する事務のうち、他係に属しないこと。

(2) 第一項第四号ハ、ホ、チ、ヲ及びワに規定する事務

ロ 高齢・障害者福祉係

(1) 第一項第四号ロに規定する事務のうち、障害児に関すること。

(2) 第一項第四号ロ、ニ、ヘ、ト、リからルまで及びカに規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

六 保護第二課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

四 社会福祉課

イ 児童家庭係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

七 地域環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

ハ 環境指導課

イ 環境指導第一係

(1) 第一項第八号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 環境指導第二係

(1) 第一項第八号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

5 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の各課又は各係、この所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 精神保健係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 食品衛生係

(1) 第一項第三号イに規定する事務

ロ 生活衛生係

(1) 第一項第三号ロに規定する事務

ハ 感染症係

(1) 第一項第三号ハに規定する事務

四 社会福祉課

イ 児童家庭係

(1) 第四項第四号イに規定する事務

□ 高齢・障害者福祉係

(1) 第四項第四号口に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

六 保護第二課

イ 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

七 監査指導課

イ 第二項第七号に規定する事務

八 地域環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

九 環境指導課

イ 環境指導第一係

(1) 第一項第八号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 環境指導第二係

(1) 第一項第八号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

八 環境指導第三係

(1) 第一項第八号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。

福岡県田川保健福祉事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務(同号イ(1)に規定する事務を除く。)

□ 医療扶助係

(1) 第一項第一号イ(1)に規定する事務

八 企画指導係

(1) 第一項第一号口に規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

□ 精神保健係

(1) 第一項第二号口に規定する事務

三 保健衛生課

イ 食品衛生係

(1) 第一項第三号イに規定する事務

□ 生活衛生係

(1) 第一項第三号口に規定する事務

八 感染症係

(1) 第一項第三号八に規定する事務

四 社会福祉課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

六 保護第二課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

七 保護第三課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

八 保護第四課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

九 保護第五課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

十 保護第六課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

ること。

□ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

十一 監査指導課

イ 第二項第七号に規定する事務

十二 検査課

イ 第一項第六号に規定する事務

7 福岡県北筑後保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

□ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

八 保護係

(1) 第一項第五号に規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

□ 精神保健係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 保健衛生係

(1) 第一項第三号イ及びロに規定する事務

□ 感染症係

(1) 第一項第三号ハに規定する事務

四 社会福祉課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 検査課

イ 第一項第六号に規定する事務

六 環境課

イ 地域環境係

(1) 第一項第七号に規定する事務

ロ 環境指導係

(1) 第一項第八号に規定する事務

8 福岡県南筑後保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 精神保健係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 食品衛生係

(1) 第一項第三号イに規定する事務

ロ 生活衛生係

(1) 第一項第三号ロに規定する事務

八 感染症係

(1) 第一項第三号八に規定する事務

四 社会福祉課

イ 児童家庭係

(1) 第四項第四号イに規定する事務

ロ 高齢・障害者福祉係

(1) 第四項第四号ロに規定する事務

五 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

六 監査指導課

イ 第二項第七号に規定する事務

七 地域環境課

イ 第一項第七号に規定する事務（同号ロに規定する事務を除く。）

八 環境指導課

イ 第一項第八号に規定する事務

9 福岡県京築保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 健康増進課

イ 健康増進係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 精神保健係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 保健衛生課

イ 保健衛生係

(1) 第一項第三号イ及びロに規定する事務

ロ 感染症係

(1) 第一項第三号八に規定する事務

四 社会福祉課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

イ 保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

ロ 保護第二係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

六 保護第二課

イ 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する
こと。

七 環境課

イ 地域環境係

(1) 第一項第七号に規定する事務

ロ 環境指導係

(1) 第一項第八号に規定する事務

(2) 第五項第九号ハ②に規定する事務

10 前各項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる係にあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該中欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

福岡県筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課食品衛生係	第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉事務所、福岡県糸島保健福祉事務所及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域	食品衛生法第二十八条第一項、第三十条第二項並びに第六十二条第一項及び第三項に規定する事務であつて、次の各号に掲げる営業に係るもの 一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号の営業のうち大量調理施設（同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上を提供する施設）に該当する営業、第三号の営業のうち卸行為を伴う営業、第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第三十四号ま
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

福岡県田川保健福祉事務所保健衛生課食品衛生係

第八十七条第一項に規定する、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県田川保健福祉事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域

福岡県南筑後保健福祉環境事務所保健衛生課食品衛生係

第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域

- 二 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場の施設内における食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下この表中「食品等」という。）の販売
- 三 大規模小売店舗立地法第二条第二項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が三千平方メートル未満の場合を除く。）の施設内における食品等の販売
- 四 その他前三号に規定する施設に類似する施設内における食品等の営業

11 次の表の上欄に掲げる課にあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該下欄に掲げる区域の第二項第七号に規定する事務を所掌する。

福岡県粕屋保健福祉事務所監査指導課	第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉事務所及び福岡県糸島保健福祉事務所の管轄区域
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所監査指導課	第八十七条第一項に規定する、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県田川保健福祉事務所監査指導課	第八十七条第一項に規定する、福岡県田川保健福祉事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県南筑後保健福祉環境事務所監査指導課	第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域

12 次の表の上欄に掲げる課又は係にあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該中欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

福岡県筑紫保健福祉環境事務所地域	第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所及び福岡県糸島保健
------------------	---------------------------------------

環境課	保健所事務所の管轄区域並びに福岡市	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に係る事務
福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課地域環境係	第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市	
福岡県南筑後保健福祉環境事務所地域環境課	第八十七条第一項に規定する、福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び大牟田市	
福岡県京築保健福祉環境事務所環境課地域環境係	第八十七条第一項に規定する、福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域及び北九州市	

13 保健所の所掌事務は、次に掲げる法律その他の法令に基づく保健所長又は保健所の権限に属する事務とする。

- 一 児童福祉法、食品衛生法、予防接種法、母体保護法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、死体解剖保存法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、建築基準法、狂犬病予防法、毒物及び劇物取締法、検疫法、老人福祉法、母子保健法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び健康増進法

14 第一項から第九項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる保健所にあつては、第八十七条第二項の規定にかかわらず、当該中欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

福岡県筑紫保健所	第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健所及び福岡県糸島保健所の管轄区域	建築基準法第九十三条第六項に規定する事務であつて浄化槽に係るもの
福岡県宗像・遠賀保健所	第八十七条第二項に規定する、福岡県粕屋保健所及び福岡県宗像・遠賀保健所の	

福岡県嘉穂・鞍手保健所	第八十七条第二項に規定する、福岡県嘉穂・鞍手保健所及び福岡県田川保健所の管轄区域	
-------------	------------------------------------------	--

第九十五条第一号ト中「交付の申請に対する決定」を「交付」に改め、同条第一号ロ中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。

第百六十二条から第百六十四条までを次のように改める。

(名称、内部組織、位置及び管轄区域)

第百六十二条 福岡県農林事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十四号)第一号の規定により設置された農林事務所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県福岡農林事務所	総務課 庶務係 会計係 農山村振興課 地域振興係 農地係 農業振興課 農産・金融係 園芸・食の安全係 畜産係 農村整備第一課 管理係 計画係 農村整備第二課 整備第一係 整備第二係 整備第三係 林業振興課 林業振興係 普及係 県営林係	福岡市中央区赤坂一丁目八番八号	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 筑紫郡 糟屋郡 糸島郡

<p>福岡県朝倉農 林事務所</p>	<p>森林土木課 治山第一係 治山第二係 林道係</p> <p>総務課 庶務係 会計係</p> <p>農山村振興課 地域振興係 農地係 農業振興課 農産・金融係 園芸・食の安全係 畜産係 農村整備第一課 管理係 計画係 農村整備第二課 整備第一係 整備第二係 整備第三係 用地係 農村整備第三課 整備第一係 整備第二係 林業振興課 林業振興第一係 林業振興第二係 普及係 森林土木課 治山係 林道係</p> <p>合所ダム管理出張所</p>	<p>うきは市浮羽町 小塩五六四五番 地の七</p>	<p>久留米市 小郡市 う きは市 朝倉市 朝倉 郡 三井郡</p>
<p>福岡県飯塚農 林事務所</p>	<p>総務課 庶務係 会計係</p> <p>農山村振興課 地域振興係 農地係 農業振興課 農産・金融係 園芸・食の安全係 畜産係 農村整備第一課 管理係 計画係 農村整備第二課 整備第一係 整備第二係 林業振興課 林業振興係 普及係 県営林係 森林土木課</p>	<p>飯塚市新立岩八 番一号</p>	<p>直方市 飯塚市 田川 市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川 郡</p>
<p>福岡県八幡農 林事務所</p>	<p>農山村・農業振興課 地域振興・農地係 農産・金融係 園芸畜産・食の安全係 農村整備課 管理・計画係 整備係 林業振興課 林業振興係 普及係 森林土木課 北九州普及指導センター 地域振興課 地域係 水田農業係 園芸畜産課 野菜係 果樹花き畜産係</p>	<p>北九州市八幡西 区則松三丁目七 番一号</p>	<p>北九州市 中間市 遠 賀郡</p>

<p>治山第一係 治山第二係 林道係</p>	<p>福岡県筑後農 林事務所</p> <p>総務課 庶務係 会計係 農山村振興課 地域振興係 農地係 農業振興課 農産・金融係 園芸特産・食の安全係 畜産係 農村整備第一課 管理係 計画係 農村整備第二課 整備第一係 整備第二係 整備第三係 農村整備第三課 整備第一係 整備第二係 林業振興課 林業振興係 普及係 森林土木課 治山係 林道係</p>	<p>筑後市大字和泉 六〇六番地一</p>	<p>大牟田市 柳川市 八 女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡</p>
<p>総務課 庶務係 会計係 農山村振興課 地域振興係 農地係 農業振興課 農産・金融係 園芸畜産・食の安全係 農村整備第一課</p>			

<p>福岡県行橋農 林事務所</p> <p>管理係 計画係 農村整備第二課 整備第一係 整備第二係 整備第三係 用地係 林業振興課 林業振興係 普及係 森林土木課 治山係 林道係 京築普及指導センター 地域振興課 地域係 水田農業係 園芸畜産課 野菜係 果樹係 花き畜産係</p>	<p>行橋市中央一丁 目一番一号</p>	<p>行橋市 豊前市 京都 郡 築上郡</p>
<p>名称</p> <p>内部組織</p> <p>位置</p> <p>管轄区域</p> <p>福岡県福岡農 林事務所福岡 普及指導セン ター</p> <p>地域振興課 地域係 水田農業係 野菜花き課 野菜係 花き係 果樹畜産課 果樹係 畜産係</p> <p>福岡市西区大字 飯氏九〇二番地 の一</p> <p>福岡市 筑紫野市 春 日市 大野城市 大宰 府市 前原市 筑紫郡 糸島郡</p>	<p>3 支所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は次のとおりとする。</p> <p>2 福岡県農林事務所設置条例（平成十一年福岡県条例第五十四号）第二条第二項の規 定に基づき、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十二条に規定する 普及指導センターとして農林事務所の支所を設置する。</p>	

福岡県福岡農 林事務所北筑 前普及指導セ ンター	地域係 水田農業係 園芸課 野菜係 果樹花き係	福岡市西福岡四 丁目二番一号	宗像市 古賀市 福津 糟屋郡
福岡県朝倉農 林事務所朝倉 普及指導セン ター	地域振興課 地域係 水田農業係 園芸畜産課 野菜係 花き係 果樹畜産係	朝倉市柿原一 一〇番地二	朝倉市 朝倉郡
福岡県朝倉農 林事務所久留 米普及指導セ ンター	地域振興課 地域係 水田農業係 野菜花き課 野菜第一係 野菜第二係 花き係 果樹畜産課 果樹係 畜産係	久留米市山本町 豊田一五〇六番 地の一九	久留米市 小郡市 きは市 三井郡
福岡県飯塚農 林事務所飯塚 普及指導セン ター	地域振興課 地域係 水田農業係 野菜花き課 野菜係 花き係 果樹畜産課 果樹係 畜産係	飯塚市小正三 九番地一	直方市 飯塚市 宮若 市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
福岡県飯塚農 林事務所田川 普及指導セン ター	地域振興課 地域係 水田農業係 園芸課 野菜係 果樹花き係	田川市大字伊田 二七四一番地の 五	田川市 田川郡

福岡県筑後農 林事務所南筑 後普及指導セ ンター	地域係 水田農業係 野菜花き課 野菜第一係 野菜第二係 花き係 果樹畜産課 果樹係 畜産係	みやま市瀬高町 下庄八〇〇番地 の七	大牟田市 柳川市 大 川市 みやま市 三潴 郡
福岡県筑後農 林事務所八女 普及指導セン ター	地域振興課 地域係 水田農業係 野菜花き課 野菜係 花き係 果樹特産課 果樹係 特産係	八女市大字大島 三六〇番地	八女市 筑後市 八女 郡

(役付職員)

第六十三条 農林事務所に所長及び副所長を、北九州普及指導センター及び京築普及指導センターにセンター長を、同所の出張所に出張所長を、各課に課長を、各係に係長を、同所の支所にセンター長を、同支所の各課に課長を、各係に係長を置く。

(所掌事務)

第六十四条 福岡県福岡農林事務所及び同所の支所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県福岡農林事務所

イ 総務課

(1) 庶務係

(ア) 災害対策基本法第五十一条及び第五十五条の規定に基づき情報の収集及び伝達並びに防災に関する市町村等に対する通知又は要請並びに災害対策に係る市町村に対する軽易な連絡に関すること。

(イ) 県営事業に係る工事の事務に関すること(用地の取得及び損失の補償に関するものを除く。)

(ウ) 庶務に関する事。

(2) 会計係

(ア) 財務会計に関する事。

ロ 農山村振興課

(1) 地域振興係

(ア) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事務のうち、地方公共団体の所有する共同利用施設に関する事。

(イ) 国土調査法の施行に関する事。

(ウ) 山村振興法の施行に関する事。

(エ) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

(オ) 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関する事。

(カ) 地域農林業行政の企画、調査及び調整に関する事。

(キ) 農業に係る統計に関する事。

(ク) 農商工連携における総括に関する事。

(ケ) 中山間地域等直接支払事業に関する事。

(コ) 農地・水・環境保全対策に関する事務のうち、他課に属しない事。

(サ) 耕作放棄地対策に関する事。

(2) 農地係

(ア) 農地法の施行に関する事。

(イ) 民事調停法の規定に基づく農事調停に関する事。

ハ 農業振興課

(1) 農産・金融係

(ア) 農業協同組合法の施行に関する事。

(イ) 中小企業等協同組合法の施行に関する事務のうち、米穀販売業者が組織する中小企業協同組合に関する事。

(ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事務のうち、農業協同組合及び農事組合法人の所有する共同利用施設

に関する事。

(エ) 農業委員会等に関する法律の施行に関する事。

(オ) 主要農作物種子法の施行に関する事。

(カ) 農業改良資金助成法の規定に基づく資金に関する事。

(キ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の施行に関する事務のうち、農業に係るものに関する事。

(ク) 農業協同組合合併助成法の施行に関する事。

(ケ) 農業信用保証保険法の施行に関する事。

(コ) 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事。

(サ) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する事。

(シ) 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行に関する事。

(ス) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の施行に関する事。

(セ) 米消費拡大対策に関する事。

(ソ) 米麦の生産及び品質改善に関する事。

(タ) 大豆の生産、加工及び流通に関する事。

(チ) 水田農業の振興に関する事。

(ツ) 経営構造対策事業に関する事務のうち、他係に属しない事。

(テ) 農業の担い手対策に関する事。

(ト) 農地・水・環境保全対策に関する事務のうち、米・麦・大豆に係る営農活動支援に関する事。

(ニ) 農業近代化資金に関する事。

(ホ) 日本政策金融公庫資金に関する事務のうち、他課及び他係に属しない事。

(ヌ) その他農業に係る金融に関する事務のうち、他課及び他係に属しない事。

(2) 園芸・食の安全係

(ア) 農薬取締法の施行に関する事務のうち、水質汚濁性農薬の使用規制に係る

指導及び調整に関すること。

- (イ) 肥料取締法の施行に関すること。
- (ウ) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- (エ) 農業機械化促進法の施行に関すること。
- (オ) 果樹農業振興特別措置法の施行に関すること。
- (カ) 野菜生産出荷安定法の施行に関すること。
- (キ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の施行に関すること。
- (ク) 卸売市場法の施行に関する事務のうち、農産物に関すること。
- (ケ) 地力増進法の施行に関すること。
- (コ) 有機農業の推進に関する法律の施行に関すること。
- (サ) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の施行に関すること。
- (シ) 福岡県卸売市場条例の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
- (ス) 園芸作物及び茶、い草、なたね等特用農産物（大豆を除く。）の生産、加工及び流通に関すること。
- (セ) その他農産物の生産、加工及び流通に関すること。
- (ソ) 経営構造対策事業に関する事務のうち、担い手育成緊急地域における営農の支援に関すること。
- (タ) 農地・水・環境保全向上対策に関する事務のうち、米、麦及び大豆以外の農産物に係る営農活動に関すること。
- (チ) バイオマスの利用における総括に関すること。
- (ツ) 肥料の生産及び流通に関すること。
- (テ) 土壌の調査及び改良に関すること。
- (ト) 農業機械に関すること。
- (ナ) 農業用廃プラスチック適正処理に関すること。
- (ニ) 農業に係る公害の総括に関すること。
- (ヌ) 食育に関すること。

(3) 畜産係

(ア) 家畜商法の施行に関すること。

- (イ) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、畜産物の規格に関すること。
 - (ウ) 牧野法の施行に関すること。
 - (エ) 家畜改良増殖法の施行に関する事務のうち、他の出先機関に属しないこと。
 - (オ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行に関すること。
 - (カ) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の施行に関すること。
 - (キ) 養ほつ振興法の施行に関すること。
 - (ク) 家畜取引法の施行に関すること。
 - (ケ) 養鶏振興法の施行に関すること。
 - (コ) 畜産物の価格安定に関する法律の施行に関すること。
 - (サ) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の施行に関すること。
 - (シ) 卸売市場法の施行に関する事務のうち、畜産物に関すること。
 - (ス) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関すること。
 - (セ) 福岡県卸売市場条例の施行に関する事務のうち、畜産物に関すること。
 - (ソ) 畜産公害に関すること。
 - (タ) その他畜産振興に関すること。
 - (チ) その他畜産物の流通に関すること。
 - (ツ) 流通飼料及び飼料作物に関すること。
 - (テ) 草地の造成及び改良に関すること。
 - (ト) 畜産経営の環境整備事業に関すること。
 - (ナ) 畜産特別資金に関すること。
 - (ニ) 農林漁業金融公庫資金に関する事務のうち、畜産に係る資金に関すること。
- 二 農村整備第一課
- (1) 管理係
 - (ア) 土地改良法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

- (イ) 海岸法の施行に関する事務のうち、土地改良事業及び農地の保全のための施設の存する地域に係る海岸保全施設に関するもので、他課に属しないこと。
- (ウ) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、交換分合に
関すること。
- (エ) 土地改良事業に係る農林漁業金融に関すること。
- (2) 計画係
- (ア) 土地改良法の施行に関する事務のうち、団体営土地改良事業に関する
こと。

- (イ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に
基づく農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関すること。
- (ウ) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること。
- (エ) 農業水利の調査に関すること。
- (オ) 農業集落排水事業に関すること。
- (カ) 農村環境整備事業に関すること。

ホ 農村整備第二課

(1) 整備第一係

- (ア) 土地改良法の施行に関する事務のうち、県営土地改良事業の工事施行及び
農業農村の整備のため、これらに準じて施行される事業に係るもの（以下こ
の条中「県営土地改良事業等」という。）で他係に属しないこと。

- (イ) 海岸法の施行に関する事務のうち、県営土地改良事業及び農地の保全のた
めの施設の存する地域に係る海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業に
関すること。

(2) 整備第二係

- (ア) 県営土地改良事業等のうち、ほ場整備事業に関すること。

(3) 整備第三係

- (ア) 県営土地改良事業等のうち、福岡市、宗像市、福津市及び糟屋郡の区域の
農地防災事業に関すること。

- (イ) 県営土地改良事業等に係る用地の取得及び損失の補償に関すること。

ヘ 林業振興課

(1) 林業振興係

- (ア) 森林国営保険法の施行に関すること。
- (イ) 森林法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。
- (ウ) 林業種苗法の施行に関すること。
- (エ) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の施行に関すること。
- (オ) 林業種苗の需給に関すること。
- (カ) 民有林の造林に関すること。
- (キ) 林木の育種に関すること。
- (ク) 環境緑化に係る造成事業に関すること。

(2) 普及係

- (ア) 森林病害虫等防除法の施行に関すること。
- (イ) 森林法の施行に関する事務のうち、森林計画の運用、開発行為及び保安林
に関すること。
- (ウ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の施
行に関する事務のうち、林業に係るものに関すること。
- (エ) 森林組合合併助成法の規定に基づく森林組合合併に関すること。
- (オ) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の施行に関するこ
と。
- (カ) 林業改善資金助成法の施行に関すること。
- (キ) 森林組合法の施行に関すること。
- (ク) 福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例の施行に関する
こと。
- (ケ) 林業に係る技術及び知識の普及に関すること。
- (コ) 林業構造改善事業に関すること。
- (サ) 林産業の振興に関すること。
- (シ) 林業金融に関すること。
- (ス) 林業統計に関すること。

- (セ) 環境緑化に係る技術指導及び樹芸木の生産に関すること。

(ウ) 森林環境税事業に関する事務。

(3) 県営林係

(ア) 県営林に関する事務。

ト 森林土木課

(1) 治山第一係

(ア) 治山事業に関する事務であつて福岡市、前原市及び糸島郡の区域に係るものに関する事務。

(2) 治山第二係

(ア) 治山事業に関する事務であつて筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、筑紫郡及び糟屋郡の区域に係るものに関する事務。

(3) 林道係

(ア) 林道に関する事務。

二 福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 地域農業及び農村の振興に係る技術及び知識の普及指導に関する事務。

(イ) 農業及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、農業の担い手の育成及び農業経営等に関する事務。

(ウ) 庶務に関する事務。

(2) 水田農業係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、普通作物及び特産農作物に係るものに関する事務。

(イ) 水田農業の振興に係る普及指導に関する事務。

ロ 野菜花き課

(1) 野菜係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、野菜に係るものに関する事務。

(2) 花き係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、花きに係るものに関する事務。

ハ 果樹畜産課

(1) 果樹係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、果樹に係るものに関する事務。

(2) 畜産係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、畜産に係るものに関する事務。

三 福岡県福岡農林事務所北筑前普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 前号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

(ア) 前号イ(2)に規定する事務

ロ 園芸課

(1) 野菜係

(ア) 前号ロ(1)に規定する事務

(2) 果樹花き係

(ア) 前号ロ(2)及び同号ハ(1)に規定する事務

2 福岡県朝倉農林事務所及び同所の支所の各課又は各係ごと、及び合所ダム管理出張所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県朝倉農林事務所

イ 総務課

(1) 庶務係

(ア) 前項第一号イ(1)に規定する事務

(2) 会計係

(ア) 前項第一号イ(2)に規定する事務(第一号リ(6)に規定する事務を除く。)

ロ 農山村振興課

(1) 地域振興係

(ア) 前項第一号ロ(1)に規定する事務

(2) 農地係

(ア) 前項第一号ロ(2)に規定する事務

八 農業振興課

(1) 農産・金融係

(ア) 前項第一号ハ(1)に規定する事務

(2) 園芸・食の安全係

(ア) 前項第一号ハ(2)に規定する事務

(3) 畜産係

(ア) 前項第一号ハ(3)に規定する事務

二 農村整備第一課

(1) 管理係

(ア) 前項第一号二(1)に規定する事務（農地開発事務所の所掌事務を除く。）

(2) 計画係

(ア) 前項第一号二(2)に規定する事務

ホ 農村整備第二課

(1) 整備第一係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、他課及び他係に属しないこと（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(2) 整備第二係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、農村総合整備事業に係るもので他課及び他係に属しないこと（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(3) 整備第三係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、久留米市（旧三潴郡を除く。）の区域の農村総合整備事業に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(4) 用地係

(ア) 県営土地改良事業等に係る用地の取得及び損失の補償に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

へ 農村整備第三課

(1) 整備第一係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、かんがい排水事業、農道整備事業及び水環境整備事業に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(イ) 県営土地改良事業等に関する事務のうち、朝倉市の区域のほ場整備事業に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(ウ) 県営土地改良事業等に関する事務のうち、小郡市及び三井郡の区域の農村総合整備事業に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(2) 整備第二係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、中山間総合整備事業に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

(イ) 県営土地改良事業等に関する事務のうち、久留米市の区域のほ場整備事業に関する（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

ト 林業振興課

(1) 林業振興第一係

(ア) 前項第一号へ(1)に規定する事務のうち、他係に属しないこと。

(2) 林業振興第二係

(ア) 前項第一号へ(1)(イ)及び(ウ)並びに同号へ(3)に規定する事務

(3) 普及係

(ア) 前項第一号へ(2)に規定する事務

チ 森林土木課

(1) 治山係

(ア) 治山事業に関する。

(2) 林道係

(ア) 前項第一号ト(3)に規定する事務

リ 合所ダム管理出張所

(1) 合所ダム（以下この号中「ダム」という。）の操作に関する。

(2) ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関する。

(3) 気象、水象等の調査測定に関する。

- (4) テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関すること。
- (5) 庶務に関すること。
- (6) 財務会計に関するこのうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関すること。

二 福岡県朝倉農林事務所朝倉普及指導センター

イ 地域振興課

- (1) 地域係
- (ア) 前項第二号イ(1)に規定する事務

- (2) 水田農業係
- (ア) 前項第二号イ(2)に規定する事務

ロ 園芸畜産課

- (1) 野菜係
- (ア) 前項第二号ロ(1)に規定する事務

- (2) 花き係
- (ア) 前項第二号ロ(2)に規定する事務

- (3) 果樹畜産係
- (ア) 前項第二号ロ(3)に規定する事務

三 福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター

イ 地域振興課

- (1) 地域係
- (ア) 前項第二号イ(1)に規定する事務

- (2) 水田農業係
- (ア) 前項第二号イ(2)に規定する事務

ロ 野菜花き課

- (1) 野菜第一係
- (ア) 前項第二号ロ(1)に規定する事務のうち、他係に属しないこと。

- (2) 野菜第二係
- (ア) 前項第二号ロ(2)に規定する事務のうち、センター長が指定する品目に関すること。

- (ア) 前項第二号ロ(1)に規定する事務のうち、センター長が指定する品目に関すること。

- (3) 花き係
- (ア) 前項第二号ロ(2)に規定する事務

ハ 果樹畜産課

- (1) 果樹係
- (ア) 前項第二号ハ(1)に規定する事務

- (2) 畜産係
- (ア) 前項第二号ハ(2)に規定する事務

3 福岡県八幡農林事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 庶務係

- (1) 第一項第一号イ(1)に規定する事務

ロ 会計係

- (1) 第一項第一号イ(2)に規定する事務

二 農山村・農業振興課

イ 地域振興・農地係

- (1) 第一項第一号ロに規定する事務

ロ 農産・金融係

- (1) 第一項第一号ハ(1)に規定する事務

ハ 園芸畜産・食の安全係

- (1) 第一項第一号ハ(2)及び(3)に規定する事務

三 農村整備課

イ 管理・計画係

- (1) 第一項第一号二に規定する事務

ロ 整備係

- (1) 県営土地改良事業等に関すること。
- (2) 第一項第一号ホ(1)に規定する事務

四 林業振興課

イ 林業振興係

(1) 第一項第一号へ(1)及び(3)に規定する事務

□ 普及係

(1) 第一項第一号へ(2)に規定する事務

五 森林土木課

イ 第一項第一号ト(3)及び前項第一号チ(1)に規定する事務

六 北九州普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 第一項第二号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

(ア) 第一項第二号イ(2)に規定する事務

□ 園芸畜産課

(1) 野菜係

(ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務

(2) 果樹花き畜産係

(ア) 第一項第二号ロ(2)及び同号ハに規定する事務

4 福岡県飯塚農林事務所及び同所の支所の各課又は各係ごとの所掌事務は次のとおりとする。

一 福岡県飯塚農林事務所

イ 総務課

(1) 庶務係

(ア) 第一項第一号イ(1)に規定する事務

(2) 会計係

(ア) 第一項第一号イ(2)に規定する事務

□ 農山村振興課

(1) 地域振興係

(ア) 第一項第一号ロ(1)に規定する事務

(2) 農地係

(ア) 第一項第一号ロ(2)に規定する事務

(イ) 農業水利の調整（岡森井せき対策協議会）に関すること。

八 農業振興課

(1) 農産・金融係

(ア) 第一項第一号ハ(1)に規定する事務

(2) 園芸・食の安全係

(ア) 第一項第一号ハ(2)に規定する事務

(3) 畜産係

(ア) 第一項第一号ハ(3)に規定する事務

二 農村整備第一課

(1) 管理係

(ア) 第一項第一号ニ(1)(ア)、(ウ)及び(エ)に規定する事務

(2) 計画係

(ア) 第一項第一号ニ(2)に規定する事務

ホ 農村整備第二課

(1) 整備第一係

(ア) 第一項第一号ホ(1)(ア)及び同号ホ(3)(イ)に規定する事務

(2) 整備第二係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、ほ場整備事業、農村活性化住環境整備事業、中山間地域総合整備事業及び農地環境整備事業に関すること。

ヘ 林業振興課

(1) 林業振興係

(ア) 第一項第一号へ(1)に規定する事務

(2) 普及係

(ア) 第一項第一号へ(2)に規定する事務

(3) 県営林係

(ア) 第一項第一号へ(3)に規定する事務

ト 森林土木課

(1) 治山第一係

(ア) 第二項第一号チ(1)に規定する事務であつて直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻

市、鞍手郡及び嘉穂郡の区域に係るものに関する事

(2) 治山第二係

(ア) 第二項第一号チ(1)に規定する事務であつて田川市及び田川郡の区域に係るものに関する事

(3) 林道係

(ア) 第一項第一号ト(3)に規定する事務

二 福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 第一項第二号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

(ア) 第一項第二号イ(2)に規定する事務

ロ 野菜花き課

(1) 野菜係

(ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務

(2) 花き係

(ア) 第一項第二号ロ(2)に規定する事務

ハ 果樹畜産課

(1) 果樹係

(ア) 第一項第二号ハ(1)に規定する事務

(2) 畜産係

(ア) 第一項第二号ハ(2)に規定する事務

三 福岡県飯塚農林事務所田川普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 第一項第二号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

(ア) 第一項第二号イ(2)に規定する事務

ロ 園芸課

(1) 野菜係

(ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務

(2) 果樹花き係

(ア) 第一項第二号ロ(2)及び同号ハ(1)に規定する事務

5 福岡県筑後農林事務所及び同所の支所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県筑後農林事務所

イ 総務課

(1) 庶務係

(ア) 第一項第一号イ(1)に規定する事務

(2) 会計係

(ア) 第一項第一号イ(2)に規定する事務

ロ 農山村振興課

(1) 地域振興係

(ア) 第一項第一号ロ(1)に規定する事務

(2) 農地係

(ア) 第一項第一号ロ(2)に規定する事務

ハ 農業振興課

(1) 農産・金融係

(ア) 第一項第一号ハ(1)に規定する事務

(2) 園芸特産・食の安全係

(ア) 第一項第一号ハ(2)に規定する事務

(3) 畜産係

(ア) 第一項第一号ハ(3)に規定する事務

二 農村整備第一課

(1) 管理係

(ア) 第一項第一号二(1)に規定する事務(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

(2) 計画係

(ア) 第一項第一号二(2)に規定する事務

ホ 農村整備第二課

(1) 整備第一係

(ア) 第一項第一号ホ(1)イに規定する事務

(イ) 第二項第一号ホ(1)及び(4)に規定する事務

(ウ) 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、農業用施設に関する事

(2) 整備第二係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、農業水利施設保全対策事業及び公害防除特別

土地改良事業に関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

(3) 整備第三係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、農村総合整備事業に関する事(農地開発事

務所の所掌事務を除く。)

へ 農村整備第三課

(1) 整備第一係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、ため池等整備事業に関するもので他係に属し

ないこと(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

(2) 整備第二係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、湛水防除事業及び農業用河川工作物の応急対

策に係るため池等整備事業に関する事(農地開発事務所の所掌事務を除く

)。

ト 林業振興課

(1) 林業振興係

(ア) 第一項第一号へ(1)及び(3)に規定する事務

(2) 普及係

(ア) 第一項第一号へ(2)に規定する事務

チ 森林土木課

(1) 治山係

(ア) 第二項第一号チ(1)に規定する事務

(2) 林道係

(ア) 第一項第一号ト(3)に規定する事務

ニ 福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 第一項第二号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

(ア) 第一項第二号イ(2)に規定する事務

ロ 野菜花き課

(1) 野菜第一係

(ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務のうち、他係に属しないこと。

(2) 野菜第二係

(ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務のうち、センター長が指定する品目に関

すること。

(3) 花き係

(ア) 第一項第二号ロ(2)に規定する事務

ハ 果樹畜産課

(1) 果樹係

(ア) 第一項第二号ハ(1)に規定する事務

(2) 畜産係

(ア) 第一項第二号ハ(2)に規定する事務

三 福岡県筑後農林事務所八女普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 第一項第二号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

(ア) 第一項第二号イ(2)に規定する事務(茶に関するものを除く。)

ロ 野菜花き課

(1) 野菜係

(ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務

(2) 花き係

(ア) 第一項第二号ロ(2)に規定する事務

八 果樹特産課

(1) 果樹係

(ア) 第一項第二号ハ(1)に規定する事務

(2) 特産係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、茶に係るものに関する事。

6 福岡県行橋農林事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 庶務係

(1) 第一項第一号イ(1)に規定する事務

ロ 会計係

(1) 第一項第一号イ(2)に規定する事務

二 農山村振興課

イ 地域振興係

(1) 第一項第一号ロ(1)に規定する事務

ロ 農地係

(1) 第一項第一号ロ(2)に規定する事務

三 農業振興課

イ 農産・金融係

(1) 第一項第一号ハ(1)に規定する事務

ロ 園芸畜産・食の安全係

(1) 第一項第一号ハ(2)及び(3)に規定する事務

四 農村整備第一課

イ 管理係

(1) 第一項第一号ニ(1)に規定する事務

ロ 計画係

(1) 第一項第一号ニ(2)に規定する事務

五 農村整備第二課

イ 整備第一係

(1) 第一項第一号ホ(1)に規定する事務

ロ 整備第二係

(1) 県営土地改良事業等のうち、土地改良総合整備事業及びかんがい排水事業に関する事。

(2) 県営土地改良事業等のうち、ほ場整備事業に係るもので他係に属しないこと。

(3) 第一項第一号ホ(1)に規定する事務

ハ 整備第三係

(1) 県営土地改良事業等のうち、豊前市及び築上郡築上町の区域に係るほ場整備事業に関する事。

(2) 県営土地改良事業等のうち、ふるさと水と土ふれあい事業に関する事。

ニ 用地係

(1) 第一項第一号ホ(3)に規定する事務

六 林業振興課

イ 林業振興係

(1) 第一項第一号ヘ(1)及び(3)に規定する事務

ロ 普及係

(1) 第一項第一号ヘ(2)に規定する事務

七 森林土木課

イ 治山係

(1) 第二項第一号子(1)に規定する事務

ロ 林道係

(1) 第一項第一号ト(3)に規定する事務

八 京築普及指導センター

イ 地域振興課

(1) 地域係

(ア) 第一項第二号イ(1)に規定する事務

(2) 水田農業係

- (ア) 第一項第二号イ(2)に規定する事務
- ロ 園芸畜産課
- (1) 野菜係
- (ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務
- (2) 果樹係
- (ア) 第一項第二号ハ(1)に規定する事務
- (3) 花き畜産係
- (ア) 第一項第二号ロ(2)及び同号ハ(2)に規定する事務

7 前各項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる係にあつては、第百六十二条第三項の規定にかかわらず、当該下欄に掲げる区域の事務を所掌する。

福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター果樹畜産課畜産係	第百六十二条第三項に規定する、福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センターの管轄区域
福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター果樹畜産課畜産係	第百六十二条第三項に規定する、福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター及び福岡県飯塚農林事務所田川普及指導センターの管轄区域
福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センター果樹畜産課畜産係	第百六十二条第三項に規定する、福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センター及び福岡県筑後農林事務所八女普及指導センターの管轄区域

第四章第五節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第百七十四条から第百七十六条まで 削除

第百七十七条の表福岡県中央家畜保健衛生所の項中「福岡市博多区井相田二丁目一番三号」を「福岡市東区箱崎ふ頭四丁目十四番五号」に改める。

第四章第八節第一款の款名を次のように改める。

第一款 県土整備事務所

第百三十一条を次のように改める。

(名称) 内部組織、位置及び管轄区域)

第百三十一条 福岡県県土整備事務所等設置条例(平成十一年福岡県条例第五十七号)

(第一条の規定により設置された県土整備事務所の名称、内部組織、位置及び管轄区

域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県福岡県土整備事務所	総務課 総務係 会計係 管理課 管理第一係 管理第二係 用地課 用地第一係 用地第二係 道路課 維持係 交通安全・建設係 交通安全係	福岡市東区箱崎 一丁目十八番一 号	福岡市のうち福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域を除く区域 前原市 古賀市 糟屋郡 糸島郡
福岡県久留米県土整備事務所	総務課 総務係 会計係 用地課 管理係 管理係 用地係 道路課 維持係 交通安全係	糟屋郡篠栗町大字篠栗三二七二番地の九一 前原市大字瑞梅寺八六四番地	久留米市 小郡市 久留米市 新合川一丁目七番二七号 きは市 三井郡

<p>福岡県直方県 土整備事務所</p>	<p>福岡県南筑後 県土整備事務所</p>	
<p>建設係 河川砂防係 河川係 砂防係 河川係 砂防係 都市施設整備備課 建築指導課</p>	<p>建設係 河川砂防係 河川係 砂防係 都市施設整備備課 建築指導課 建築住宅建設係 建築審査係</p>	<p>建設係 河川砂防係 河川係 砂防係 都市施設整備備課 建築指導課 建築住宅建設係 建築審査係</p>
<p>直方市日吉町九 番一〇号</p>	<p>大牟田市新港町 一番地</p>	<p>大牟田市小浜町 二四番地一</p>
<p>直方市 宮若市 鞍手 郡</p>	<p>大牟田市 柳川市 大 川市 みやま市 三潴 郡</p>	

<p>福岡県八女県</p>	<p>福岡県朝倉県 土整備事務所</p>	<p>福岡県京築県 土整備事務所</p>	
<p>建設係 河川砂防係 河川係 砂防係 都市施設整備備課 建築指導課</p>	<p>建設係 河川砂防係 河川係 砂防係 都市施設整備備課 建築指導課</p>	<p>建設係 河川砂防係 河川係 砂防係 都市施設整備備課 建築指導課</p>	<p>力丸・犬鳴ダム管理出張所 福智山ダム管理出張所</p>
<p>八女市大字本村 字深町二五番地</p>	<p>朝倉市甘木二〇 一四番地一</p>	<p>豊前市大字八屋 二〇〇七番地の一</p>	<p>宮若市下三三八 九番地の五 直方市大字頓野 二十番地の四</p>
<p>八女市 筑後市 八女 郡</p>	<p>朝倉市 朝倉郡</p>	<p>行橋市 豊前市 京都 郡 築上郡</p>	

	<p>福岡県北九州 県土整備事務所</p>	<p>土整備事務所</p>	
<p>総務課 総務係 会計係 用地課</p>	<p>ます淵ダム管理出張所</p>	<p>県道建設係 国道建設係 河川砂防課 河川係 砂防係 都市施設整備課 建築指導課</p>	
	<p>北九州市小倉南 区大字頂吉字ま す淵一四〇八番 地の五</p>	<p>八女郡矢部村大 字矢部字桑ノ瀬 三三番七</p>	
	<p>北九州市 中間市 宗 像市 福津市 遠賀郡 (第二百三十三条第八 項第六号ハに規定する 事務にあつては、福岡 県直方県土整備事務所 、福岡県京築県土整備 事務所、福岡県田川県 土整備事務所及び福岡 県飯塚県土整備事務所 の管轄区域を含む。)</p>		
<p>福岡県飯塚県 土整備事務所</p> <p>総務課 総務係 会計係 用地課 管理係 用地係 道路維持課 維持係 交通安全係 道路建設課 国道建設係 河川砂防課 河川係 砂防係 都市施設整備課</p>	<p>陣屋ダム管理出張所</p>	<p>油木ダム管理出張所</p>	<p>福岡県田川県 土整備事務所</p> <p>管理係 用地係 道路維持課 維持係 交通安全係 道路建設課 建設第一係 建設第二係 河川砂防課 河川係 砂防係 国道バイパス建設室 道路改良係 トンネル・橋梁係 建築指導課</p>
<p>飯塚市新立岩八 番一号</p>	<p>田川郡添田町大 字中元寺字田ノ 木七七八の九九 番地</p>	<p>田川郡添田町大 字津野六八九八 番地</p>	<p>田川市大字伊田 四五四三番地の 一</p>
<p>飯塚市 嘉麻市 嘉穂 郡</p>			<p>田川市 田川郡</p>

<p>福岡県那珂県 土整備事務所</p>	
<p>総務課 総務係 会計係 用地課 管理係 用地係 道路課 維持係 建設係 河川砂防課 河川係</p>	<p>街路係 公園下水道係 建築指導課 建設宅建業係 建築審査係</p>
<p>大野城市白木原 三丁目五番三五 号</p>	
<p>福岡市博多区のうち金の限一丁目及び二丁目（いずれも一般国道三号以西の区域に限る。）、西月限一丁目及び三丁目から六丁目まで、井相田一丁目から三丁目まで、東光寺町一丁目及び二丁目、那珂一丁目から六丁目まで、東那珂一丁目から三丁目まで、竹下一丁目から五丁目まで、板付一丁目から七丁目まで、三筑一丁目及び二丁目、諸岡一丁目から六丁目まで、大字板付、麦野一丁目から六丁目まで、東雲町一丁目から四丁目まで、春町一丁目から三丁目まで、西春町一丁目から四丁目まで、光丘町一丁目から三丁目まで、新和町一丁目及び二丁目、昭南町一丁目から三丁目まで、元町一丁目から三丁目まで、竹丘町一丁目から三丁目まで、寿町一丁目から三丁目まで、相生町一丁目から三丁目まで、南八幡町一丁目及び二丁目、南本町一丁目及び二丁目</p>	

2 福岡県土整備事務所等設置条例第二条第二項の規定に基づき、県土整備事務所の支所を設置する。

<p>山神・牛頸・北谷ダム管理出張所</p>	<p>南畑ダム管理出張所</p>	<p>砂防係 都市施設整備課 街路係 高架係 建築指導課 建築審査係 工事係</p>
<p>筑紫野市大字山口字薩摩屋敷二四〇七番地</p>	<p>筑紫郡那珂川町大字五ヶ山九〇八番地の八</p>	<p>丁目並びに銀天町一丁目から三丁目まで、福岡市南区のうち高木一丁目から三丁目まで、五十川一丁目及び二丁目、井尻一丁目から五丁目まで、折立町、横手一丁目から四丁目まで、横手南町、的場一丁目及び二丁目、日佐一丁目から五丁目まで、向新町一丁目及び二丁目、警弥郷一丁目から三丁目まで、柳瀬一丁目及び二丁目、弥水一丁目から五丁目まで並びに弥永団地、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡（第二百三十三条第十一項第六号ハに規定する事務にあつては、福岡県福岡県土整備事務所、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県南筑後県土整備事務所、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県八女県土整備事務所の管轄区域を含む。）</p>

3 支所の名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県福岡県 土整備事務所 前原支所	庶務課 工務課	前原市浦志丁 目三番一号	福岡市西区のうち横浜 三丁目、大字女原、大 字徳永、大字周船寺、 周船寺一丁目から三丁 目まで、大字飯氏、大 字千里、大字宇田川原 、大字田尻、田尻一丁 目、富士見一丁目から 三丁目まで、泉一丁目 から三丁目まで、大字 太郎丸、太郎丸一丁目 から四丁目まで、元浜 一丁目から四丁目まで 、大字桑原、大字元岡 、大字宮浦、大字小田 、大字草場、大字西浦 、大字玄界島及び大字 小呂島、前原市、糸島 郡
福岡県南筑後 県土整備事務 所柳川支所	庶務課 道路維持課 河川砂防課 河川係 砂防港湾係 建築指導課	柳川市三橋町今 古賀八番地の一	柳川市 大川市 みや ま市 三瀬郡(第二十二 三十三条第十三項第四 号に規定する事務にあ つては、大牟田市の区 域を含む。)
福岡県京築県 土整備事務所 行橋支所	庶務課 工務課	行橋市中央一丁 目二番一号	行橋市 京都郡
福岡県北九州 県土整備事務 所宗像支所	庶務課 工務課 緊急連絡管建設事業室 建設第一係 建設第二係	宗像市東郷一丁 目二番一号	宗像市 福津市(第二 百三十三条第十五項第 三号に規定する事務に あつては、遠賀郡の区 域を含む。)

第二百三十二条第一項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、「副所長を」の下に、「同所の支所に支所長を」を加え、「各課」を「各課(支所を含む。)」に、

「各係」を「各係(支所を含む。)」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前三項に」

に、「福岡土木事務所」を「福岡県土整備事務所」に、「朝倉土木事務所」を「朝倉県土整備事務所」に改め、「北九州土木事務所の緊急連絡管建設事業室」を削り、「田川土木事務所」を「田川県土整備事務所」に、「宗像土木事務所」を「北九州県土整備事務所宗像支所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に」を「前二項に」に、「土木事務所の総務企画課」を「県土整備事務所」に、「必要と認める課に土木主幹」を「必要と認める事務所に地域整備主幹」に、「土木事務所の用地課」を「県土整備事務所の用地課」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、県土整備事務所のうち、知事が特に必要と認める事務所に地域整備企画監を置く。

第二百三十三条第一項中「福岡県直方土木事務所」を「福岡県直方県土整備事務所」に、「第一号八」を「第一号口」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第五号八中「砂防施設」を「地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設」に改め、同項第七号ル中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同号ワを次のように改める。

ワ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に關すること。
第二百三十三条第二項中「福岡県福岡土木事務所」を「福岡県福岡県土整備事務所」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号、第二号、第四号及び第五号については、第十二項に規定する支所の所掌事務を除いたものとする。

第二百三十三条第二項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同号イ中「第八号へ」を「第十号へ及び第十一号へ」に改め、同項第二号中「用地課」を「管理課」に改め、同号イを次のように改める。

イ 前項第二号イ、ロ、ニ、へからヌまで、ヲからカまで、タからソまで及びビラに規定する事務

第二百三十三条第二項第九号を第十号とし、第八号八中「前項第七号ロ、ハ、ニ、ホ、リ、ル及びビラ」を「前項第七号ロ、ニ、ホ、リ及びビラ」に、「福岡県前原土木事務所又は福岡県宗像土木事務所」を「福岡県朝倉県土整備事務所又は福岡県那珂県土整備

事務所」に改め、同号二を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 用地課

イ 前項第二号八、ホ、ル及びビツからナまでに規定する事務

第二百三十三条第二項に次の一号を加える。

十一 瑞梅寺ダム管理出張所

イ 瑞梅寺ダム（以下この号中「ダム」という。）の操作に関する事

ロ ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関する事

ハ 気象、水象等の調査測定に関する事

ニ テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関する事

ホ 庶務に関する事

へ 財務会計に関する事のうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関する事

第二百三十三条第三項中「福岡県久留米土木事務所」を「福岡県久留米県土整備事務所」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第三号イ中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同項第六号イ中「前項第八号ロ」を「前項第九号ロ」に改め、同号ロ中「福岡県柳川土木事務所又は福岡県八女土木事務所」を「福岡県南筑後県土整備事務所又は福岡県八女県土整備事務所」に改め、同号ハを削り、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

福岡県南筑後県土整備事務所の各課ごと及び三池港管理出張所の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、第一号から第四号までについては、第十三項に規定する支所の所掌事務を除いたものとする。

第二百三十三条第四項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第二号イ中「及び第二項第二号ロ」を削り、「第一項第二号リ」を「同号リ」に改め、同号ロ及びハを削り、同号第三号イ中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同項第四号イ中「第二項第四号ロ」を「第二項第五号ロ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 三池港管理出張所

イ 第二項第二号ロに規定する事務

ロ 港湾法の施行に関する事

ハ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関する事

第二百三十三条第五項中「福岡県行橋土木事務所」を「福岡県京築県土整備事務所」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号から第四号までについては、第十四項に規定する支所の所掌事務を除いたものとする。

第二百三十三条第五項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第二号イ中「並びに前項第二号ロ及びハ」を「及び前項第六号ロ」に改め、同項第三号イ中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同項第四号イ中「第二項第四号ロ」を「第二項第五号ロ」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「福岡県朝倉土木事務所」を「福岡県朝倉県土整備事務所」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第三号中「第二項第三号及び第五号イ」を「第一項第六号イ及び第二項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「福岡県八女土木事務所」を「福岡県八女県土整備事務所」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第三号中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項各号列記以外の部分を次のように改める。

福岡県北九州県土整備事務所の各課ごと及びます洲ダム管理出張所の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、第一号から第四号までについては、第十五項に規定する支所の所掌事務を除いたものとする。

第二百三十三条第九項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 第一項第二号、第二項第二号ロ及び第四項第六号ロに規定する事務

第二百三十三条第九項第三号イ中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同項第四号イ中「第二項第四号ロ」を「第二項第五号ロ」に改め、同項第六号を削り、同項第七号イ中「第二項第八号ロ」を「第二項第九号ロ」に改め、同号ロ中「福岡県行橋土木事務所又は豊前土木事務所」を「福岡県京築県土整備事務所」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 県営の建築工事及び委託を受けた建築工事の監督に関する事

第二百三十三条第九項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項を同条第八

項とし、同条第十項中「福岡県田川土木事務所」を「福岡県田川県土整備事務所」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第四号イ中「第一項第四号」の下に「及び同項第六号イ」を加え、同号ロを削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「福岡県飯塚土木事務所」を「福岡県飯塚県土整備事務所」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項第七号イ中「第二項第八号ロ」を「第二項第九号ロ」に改め、同号ロ中「福岡県田川土木事務所又は福岡県直方土木事務所」を「福岡県直方県土整備事務所又は福岡県田川県土整備事務所」に改め、同号ハを削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「福岡県那珂土木事務所」を「福岡県那珂県土整備事務所」に改め、同項第一号中「総務企画課」を「総務課」に改め、同号イ中「第八号へ及び第九号へ」を「第七号へ及び第八号へ」に改め、同項第三号イ中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同項第六号イ中「及び第二項第八号ロ」を削り、同号ロ中「第一項第七号ロ、ハ、ニ、ホ、リ、ル及びヲ」を「第一項第七号ハ及びル」に、「福岡県朝倉土木事務所」を「福岡県朝倉県土整備事務所」に改め、同号ハ中「第二項第八号ニ」を「第八項第六号ハ」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 福岡県福岡県土整備事務所前原支所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 第一項第一号イ並びに同項第二号イ、ロ、ニ、へ、チ、ヌ、ヲからカまで、タ、ソ及びワ並びに第二項第二号ロに規定する事務

ロ 財務会計に関するもののうち、税外諸収入の収入及び現金の記録管理に関すること。

二 工務課

イ 第一項第三号並びに同項第五号ロ及びへに規定する事務

ロ 砂防法の規定に基づく砂防施設の維持修繕に関すること。

ハ 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設の維持修繕に関すること。

ニ 河川法の規定に基づく河川の維持修繕に関すること（河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。）。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防

止施設の維持修繕に関すること。

へ 海岸法の規定に基づく海岸の県営の維持修繕に関すること（他の出先機関の所掌事務であるものを除く。）。

第二百三十三条第十三項から第十五項までを次のように改める。

13 福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 第一項第二号ト、第四項第六号ロ及び前項第一号に規定する事務

二 道路維持課

イ 第一項第三号に規定する事務

三 河川砂防課

イ 第一項第五号、第二項第五号ロ及び第四項第四号ロに規定する事務（第一項第五号トに規定する事務を除く。）

四 建築指導課

イ 第一項第七号に規定する事務

14 福岡県京築県土整備事務所行橋支所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

ただし、第一号イ及び第二号ロについては、港務所の所掌事務であるものを除く。

一 庶務課

イ 第四項第六号ロ及び第十二項第一号に規定する事務

二 工務課

イ 第十二項第二号に規定する事務

ロ 港湾法の規定に基づく県営港湾の維持修繕に関すること。

15 福岡県北九州県土整備事務所宗像支所の各課ごと及び緊急連絡管建設事業室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 第四項第六号ロ及び第十二項第一号に規定する事務

二 工務課

イ 第十二項第二号及び前項第二号ロに規定する事務

三 緊急連絡管建設事業室

イ 第二項第八号に規定する事務

第二百三十三条第十六項中「土木事務所」を「県土整備事務所（支所を含む）」に改める。

第二百三十三条の次に次の一条を加える。

第二百三十三条の二 前条第一項から第十一項に規定する事務のほか、各県土整備事務所は、当該県土整備事務所の管轄区域に係る県土整備事業の企画、調査及び調整に関する事務を所掌する。

第二百五十二条中「福岡県土木事務所等設置条例」を「福岡県県土整備事務所等設置条例」に改める。

第二百六十条の二の二第一項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に、「土木事務所」を「県土整備事務所（支所を含む）」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(医療法施行細則の一部改正)

2 医療法施行細則（昭和二十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(福岡県建築士法施行細則の一部改正)

3 福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第一百一十号）の一部を次のように改める。

第二条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第四条、第六条第二項及び第十一条第二項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

様式第一号中「土木事務所記載欄」を「県土整備事務所記載欄」に改め、「土木事務所印」を「県土整備事務所印」に改める。

(福岡県建築基準法施行細則の一部改正)

4 福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改める。
別表第一を次のように改める。

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡、前原市、糸島郡	福岡県土整備事務所	福岡県土整備事務所
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂県土整備事務所	那珂県土整備事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉県土整備事務所	
小都市、うきは市、三井郡	久留米県土整備事務所	久留米県土整備事務所
柳川市、大川市、みやま市、三潁郡	南筑後県土整備事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女県土整備事務所	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚県土整備事務所	飯塚県土整備事務所
直方市、宮若市、鞍手郡	直方県土整備事務所	
田川市、田川郡	田川県土整備事務所	
中間市、遠賀郡、宗像市、福津市	北九州県土整備事務所	
豊前市、築上郡、行橋市、京都郡	京築県土整備事務所	北九州県土整備事務所

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

5 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第十号）の一部を次のように改める。

第二条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

様式第三号から様式第十号まで中「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)「福岡県庁舎」(福岡県庁舎)に改める。

(福岡県温泉法施行細則の一部改正)

6 福岡県温泉法施行細則（昭和二十七年福岡県規則第五十八号）の一部を次のように改める。

第一条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。
 (福岡県母体保護法施行細則の一部改正)

7 福岡県母体保護法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第二十号)の一部を次のように改める。

第一条中「所轄保健福祉環境事務所長」の下に「又は所轄保健福祉事務所長」を加える。

(福岡県児童福祉法施行細則の一部改正)

8 福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改める。

第十七条中「県保健福祉環境事務所長」の下に「又は県保健福祉事務所長(以下「県保健福祉環境事務所長等」という。)」を加える。

第二十三条第一項中「県保健福祉環境事務所」の下に、「県保健福祉事務所」を加え、同条第二項及び第三項中「県保健福祉環境事務所長」の下に「及び県保健福祉事務所長」を加える。

第二十九条第二項中「県保健福祉環境事務所長」を「県保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第十二号から様式第十五号の二まで中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第二十三号中「発田保健福祉環境事務所」を「発田保健福祉(環境)事務所」に、「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第二十六号中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉(環境)事務所」に、「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

(福岡県大麻取締法施行細則の一部改正)

9 福岡県大麻取締法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第二十一号)の一部を次のように改める。

第四条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

10 福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改める。

第四条第一項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加え、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

(福岡県社会福祉法施行細則の一部改正)

11 福岡県社会福祉法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第六十一号)の一部を次のように改める。

第四条第一項中「管轄する保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加え、「山門保健福祉環境事務所長」を「南筑後保健福祉環境事務所長」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

12 狂犬病予防法施行細則(昭和三十二年福岡県規則第二十四号)の一部を次のように改める。

第二条中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加える。

第四条及び第五条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第一号中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第三号中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

(福岡県食品取扱条例施行規則の一部改正)

13 福岡県食品取扱条例施行規則(昭和三十三年福岡県規則第二十号)の一部を次のように改める。

第十一条第一項中「県保健福祉環境事務所長」の下に「又は県保健福祉事務所長(以下「県保健福祉環境事務所長等」という。)」を加え、同条第二項中「県の保健福祉環境事務所長」を「県保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第一号の(表面)中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に、同様式の(裏面)中「所轄保健福祉環境事務所長」を「所轄保健福祉

(~~補遺~~)~~補遺~~に改める。

様式第二号中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める

。(福岡県水洗炭業に関する法律施行細則の一部改正)

14 福岡県水洗炭業に関する法律施行細則(昭和三十三年福岡県規則第三十三号)の一部を次のように改める。

第八条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

15 理容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改める。

第四条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

第五条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加える。

第六条第一項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

第七条第一項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

様式第三号の(表)中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第四号中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める

様式第五号から様式第十一号まで中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第十二号中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺(知事)」を「保健福祉(環境)事務所長(知事)」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

16 美容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十三号)の一部を次のように改める。

第四条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

第五条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加える。

第六条第一項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める

第七条第一項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

様式第三号の(表)中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第四号中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める

様式第五号から様式第十一号まで中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第十三号中「~~保健福祉~~補遺補遺補遺補遺(知事)」を「保健福祉(環境)事務所長(知事)」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

17 調理師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第六十号)の一部を次のように改める。

第十三条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

18 地すべり等防止法施行細則(昭和三十五年福岡県規則第七十五号)の一部を次のように改める。

第八条中「所轄土木事務所長」を「所轄県土整備事務所長」に改める。

(福岡県旅館業法施行細則の一部改正)

19 福岡県旅館業法施行細則(昭和三十五年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改める。

第二条中「保健福祉環境事務所長(以下「保健福祉環境事務所長」という。))」を

「保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」に改める。

。 第二条の二中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

。 第二条の三中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える

。 第三条及び第四条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

。 様式第一号から様式第二号の二まで中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

。 様式第二号から様式第四号の二まで中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

。 様式第五号から様式第六号まで中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

20 栄養士法施行細則（昭和三十六年福岡県規則第九号）の一部を次のように改める。

。 第三条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

（薬事法施行細則の一部改正）

21 薬事法施行細則（昭和二十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改める

。 第二条中「所轄保健福祉環境事務所」の下に「又は所轄保健福祉事務所」を加える

。 （薬剤師法施行細則の一部改正）

22 薬剤師法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改める

。 第二条中「所轄保健福祉環境事務所長」の下に「又は所轄保健福祉事務所長」を加える。

（保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

23 保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十八年福岡県規則第四十一号）の一部を次のように改める。

。 第二条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

。 様式第二号及び様式第三号中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

。 様式第三号の二中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

。 様式第三号の三中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

。 様式第六号中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

24 死体解剖保存法施行細則（昭和三十八年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改める。

。 第二条中「所轄保健福祉環境事務所長」の下に「又は所轄保健福祉事務所長」を加える。

。 第三条第一項中「又は保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」を加える。

。 第四条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

。 様式第一号から様式第九号まで中「和倫前字福地福地事務所」を「和倫前字福地（環境）事務所」に改める。

25 福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改める

。 別表二財務担当所名の欄中

「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所
に、
「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同表県土整備事務所の項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別表三課又は財務担当所名の欄中

「児童家庭課
保健福祉環境事務所」を
保健福祉環境事務所 に、「田川保健福祉環境事務所」
保健福祉事務所
「柳川土木事務所
大牟田土木事務所
豊前土木事務所
を「田川保健福祉事務所」に、
荻田港務所
を「京築県土整備事務所」に
荻田港務所

改め、同表田川保健福祉事務所の項中「遠賀保健福祉環境事務所、鞍手保健福祉環境事務所、嘉穂保健福祉環境事務所及び田川保健福祉環境事務所」を「宗像・遠賀保健福祉環境事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び田川保健福祉事務所」に改める。

（福岡県災害救助法施行細則の一部改正）

26 福岡県災害救助法施行細則（昭和四十年福岡県規則第四十四号）の一部を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条の二）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	福岡市の中央区、南区、東区及び博多区 筑紫野市 春日市 大野城市 大宰府市 筑紫郡
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	福岡市の西区、早良区及び城南区 前原市 糸島郡
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市

南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	朝倉郡 三井郡 大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

様式第十二号中「~~和論耐字編~~」を「~~和論耐字~~（~~編~~）」に改める。

27 （理学療法士及び作業療法士法施行細則の一部改正）

理学療法士及び作業療法士法施行細則（昭和四十一年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改める。

第二条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

28 製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改める。

第十一条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

（福岡県河川法施行細則の一部改正）

29 福岡県河川法施行細則（昭和四十三年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改める。

第二条第二号中「土木事務所長等 土木事務所長」を「県土整備事務所長等 県土整備事務所長」に改める。

第五条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第十八条中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十九条及び第二十条（見出しを含む。）中「土木事務所長等」を「県土整備事務所長等」に改める。

第二十一条第一項中「管轄土木事務所長」を「管轄県土整備事務所長」に改め、同条第二項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

別表中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

様式第二号から様式第六号までの規定中「~~編~~」を「~~編~~」に改める。

30 (福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)
 福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十四年福岡県規則第六十号)の一部を次のように改める。

第十条第一項及び第二項中「土木事務所」を「県土整備事務所の長」に改める。

31 (福岡県砂利採取計画等に関する細則の一部改正)
 福岡県砂利採取計画等に関する細則(昭和四十四年福岡県規則第六十二号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「所轄土木事務所」を「所轄県土整備事務所」に改め、同条第二項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。
 別記様式中「~~福岡~~ 田川~~事務所~~」を「~~福岡~~ 田川~~事務所~~」に改める。

32 (福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
 福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改める。

様式第七号の(裏面)及び様式第七号の二の(裏面)中「~~福岡~~ ~~事務所~~」を「~~福岡~~ ~~事務所~~」に改める。

33 (診療放射線技師法施行細則の一部改正)
 診療放射線技師法施行細則(昭和四十六年福岡県規則第六号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所」の下に「又は保健福祉事務所」を加える。

34 (臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部改正)
 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則(昭和四十六年福岡県規則第七号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所」の下に「又は保健福祉事務所」を加える。

35 (福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部改正)
 福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則(昭和四十七年福岡県規則第五十三号)の一部を次のように改める。

第一条の表を次のように改める。

閲覧所	閲覧対象書類等
福岡県建築都市部建築指導課	国土交通大臣の許可を受けた建設業者であつて県内に営業所を有するものに係る書類等
福岡県福岡県土整備事務所建築指導課	福岡、朝倉及び那珂県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者(知事の許可を受けた者に限る。以下同じ。)に係る書類等
福岡県久留米県土整備事務所建築指導課	久留米、南筑後及び八女県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者に係る書類等
福岡県北九州県土整備事務所建築指導課	京築及び北九州県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者に係る書類等
福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課	直方、田川及び飯塚県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者に係る書類等

36 (福岡県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則の一部改正)
 福岡県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則(昭和四十七年福岡県規則第六十二号)の一部を次のように改める。

第六条中「保健福祉環境事務所」の下に「又は保健福祉事務所」を加える。

37 (福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)
 福岡県港湾施設管理条例施行規則(昭和五十一年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改める。

第十六条中「所轄土木事務所」を「所轄県土整備事務所」に改める。

38 (福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部改正)
 福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改める。

様式第一号から様式第五号まで中「~~福岡~~ ~~事務所~~」を「~~福岡~~ ~~事務所~~」に改める。

39 (福岡県都市公園条例施行規則の一部改正)
 福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十一年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改める。

第十二条中「福岡県那珂土木事務所」を「福岡県那珂県土整備事務所」に、「福岡県飯塚土木事務所」を「福岡県飯塚県土整備事務所」に、「福岡県北九州土

木事務所長」を「福岡県北九州県土整備事務所長」に、「福岡県八女土木事務所長」を「福岡県八女県土整備事務所長」に、「福岡県柳川土木事務所」を「福岡県南筑後県土整備事務所」に、「福岡県福岡土木事務所長」を「福岡県南筑後県土整備事務所長」に、「福岡県福岡土木事務所長」を「福岡県福岡県土整備事務所長」に改める。

第十三条中「福岡県那珂土木事務所長」を「福岡県那珂県土整備事務所長」に、「福岡県飯塚土木事務所長」を「福岡県飯塚県土整備事務所長」に、「福岡県北九州土木事務所長」を「福岡県北九州県土整備事務所長」に、「福岡県八女土木事務所長」を「福岡県八女県土整備事務所長」に、「福岡県柳川土木事務所長」を「福岡県南筑後県土整備事務所長」に、「福岡県福岡土木事務所長」を「福岡県福岡県土整備事務所長」に改める。

(生活保護法施行細則)

40 生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改める。

第一条第一項中「保健福祉環境事務所長(福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)第二十条の規定により保護の決定及び実施をする事務の委任を受けた保健福祉環境事務所長をいう。以下同じ。)」を「保健福祉環境事務所長等(福岡県事務委任規則第二十二号)第二十条の規定により保護の決定及び実施をする事務の委任を受けた保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

第二条から第八条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

第九条第一項及び第二項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同条第四項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第三号その二及び様式第四号その一中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉

環境)事務所」に改める。

様式第十号中「保健福祉環境事務所受付年月日」を「保健福祉(環境)事務所受付年月日」に改める。

様式第十一号(表)中「保健福祉環境事務所長殿」を「保健福祉(環境)事務所長殿」に、「回覧表」(裏)中「保健福祉環境事務所受付年月日印」を「保健福祉(環境)事務所受付年月日印」に改める。

様式第十二号中「保健福祉環境事務所長殿」を「保健福祉(環境)事務所長殿」に、「保健福祉環境事務所受付印」を「保健福祉(環境)事務所受付印」に、「保健福祉環境事務所所記入欄」を「保健福祉(環境)事務所所記入欄」に、「保健福祉環境事務所」を「保健福祉(環境)事務所」に改める。

様式第十三号中「保健福祉環境事務所長 殿」を「保健福祉(環境)事務所長 殿」に、「保健福祉環境事務所」を「保健福祉(環境)事務所」に、「保健福祉環境事務所受付印」を「保健福祉(環境)事務所受付印」に、「保健福祉環境事務所所記入欄」を「保健福祉(環境)事務所所記入欄」に改める。

様式第十四号から様式第十五号の二及び中「保健福祉環境事務所長 殿」を「保健福祉(環境)事務所長 殿」に、「保健福祉環境事務所所受付印」を「保健福祉(環境)事務所所受付印」に、「保健福祉(環境)事務所所記入欄」を「保健福祉(環境)事務所所記入欄」に改める。

様式第十五号の三中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第十六号(表)中「保健福祉環境事務所長 殿」を「保健福祉(環境)事務所長 殿」に、「保健福祉環境事務所所受付印」を「保健福祉(環境)事務所所受付印」に、「保健福祉環境事務所所記入欄」を「保健福祉(環境)事務所所記入欄」に改める。

様式第十七号中「保健福祉環境事務所長 殿」を「保健福祉(環境)事務所長 殿」に、「保健福祉環境事務所嘱託医意見」を「保健福祉(環境)事務所嘱託医意見」に、「保健福祉環境事務所」を「保健福祉(環境)事務所」に改める。

様式第十八号中「保健福祉環境事務所長 殿」を「保健福祉(環境)事務所長 殿」に、「保健福祉環境事務所整理欄」を「保健福祉(環境)事務所整理欄」に、「保健福祉環境事務所」を「保健福祉(環境)事務所」に改める。

様式第三十六号その二から様式第三十六号その四まで中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第三十七号及び様式第三十八号その一中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第三十八号その二中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第三十九号その一中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第三十九号その二及び様式第五十四号中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第六十三号中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第六十七号から様式第六十八号の二まで中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第六十九号及び様式第七十号中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第七十一号の(裏)から様式第七十七号の(裏)まで中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉(環境)事務所」に改める。

(医師法施行細則の一部改正)
医師法施行細則(昭和五十三年福岡県規則第二十四号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(歯科医師法施行細則の一部改正)
歯科医師法施行細則(昭和五十三年福岡県規則第二十五号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(歯科衛生士法施行細則の一部改正)
歯科衛生士法施行細則(昭和五十三年福岡県規則第二十九号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)
歯科技工士法施行細則(昭和五十三年福岡県規則第三十号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(視能訓練士法施行細則の一部改正)
視能訓練士法施行細則(昭和五十三年福岡県規則第三十三号)の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

(福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部改正)
福岡県ふぐ取扱条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十二号)の一部を次のように改める。

第十三条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

様式第七号の(表)中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

(福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十二号)の一部を次のように改める。

様式第一号中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

様式第二号の(表面)中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉(環境)事務所長」に改める。

(福岡県覚せい剤取締法施行細則の一部改正)
福岡県覚せい剤取締法施行細則(昭和五十五年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「所轄保健福祉環境事務所長」の下に「又は所轄保健福祉事務所長」を加える。

(福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)
福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年福岡県規則第三十号)の一部を

改める。

次のように改める。

第七条第一項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」を加える。

第二十三条第一項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同条第二項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加え、同条第三項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第一号中「~~和倫副平~~」を「~~和倫副平~~」に改める。
様式第八号及び様式第八号の二中「~~和倫副平~~」を「~~和倫副平~~」に改める。
様式第九号に改める。

（福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則の一部改正）

50 福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則（昭和五十九年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改める。

第三条中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。
第四条の二第三項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

様式第一号の（表）及び様式第二号の（表）中「~~和倫副平~~」を「~~和倫副平~~」に改める。
様式第三号中「~~和倫副平~~」を「~~和倫副平~~」に改める。

様式第四号から様式第八号まで中「~~和倫副平~~」を「~~和倫副平~~」に改める。
（福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

51 福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則（昭和五十九年福岡県規則第六十号）の一部を次のように改める。

第二条第一項中「規定により保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」を加え、「（様式第一号）を保健福祉環境事務所長」を「（様式第一号）を保健福祉環境事務所長等」に改める。

第十三条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。
様式第一号中「~~和倫副平~~」を「~~和倫副平~~」に改める。

める。

（福岡県浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則の一部改正）

52 福岡県浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則（昭和六十年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改める。
第二条の表を次のように改める。

閲覧所	閲覧対象登録簿
福岡県福岡県土整備事務所 建築指導課	福岡、朝倉及び那珂県土整備事務所管内で浄化槽工事業を行う者に係る登録簿
福岡県久留米県土整備事務所 建築指導課	久留米、南筑後及び八女県土整備事務所管内で浄化槽工事業を行う者に係る登録簿
福岡県北九州県土整備事務所 建築指導課	京築及び北九州県土整備事務所管内で浄化槽工事業を行う者に係る登録簿
福岡県飯塚県土整備事務所 建築指導課	直方、田川及び飯塚県土整備事務所管内で浄化槽工事業を行う者に係る登録簿

（福岡県浄化槽法施行細則の一部改正）

53 福岡県浄化槽法施行細則（昭和六十年福岡県規則第五十一号）の一部を次のように改める。

第十一条第二項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に、「福岡土木事務所長」を「福岡県土整備事務所長」に改める。

（福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則の一部改正）

54 福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則（昭和六十二年福岡県規則第十一号）の一部を次のように改める。

第一条中「所轄土木事務所長」を「所轄県土整備事務所長」に改め、同条の表の備考欄を次のように改める。

福岡県福岡県土整備事務所、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県北九州県土整備事務所及び福岡県飯塚県土整備事務所管内は、副本一通とする。

（福岡県公衆浴場法施行細則の一部改正）

55 福岡県公衆浴場法施行細則（昭和六十三年福岡県規則第十九号）の一部を次のよう

に改める。

第四条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）を加える。

第五条中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

第六条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第一号の（表）中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。
「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

様式第二号から様式第六号まで中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

様式第七号及び様式第八号中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

様式第九号から様式第十一号まで中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

（福岡県墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正）

56 福岡県墓地等の経営の許可等に関する規則（昭和六十三年福岡県規則第三十七号）の一部を次のように改める。

第十一条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」を加える。

第十三条から第十六条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第一号から様式第三号まで中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

様式第五号中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

57 食品衛生法施行細則（平成四年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改める。

第六条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」を加える。

第八条中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

第十条から第十三条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

様式第三号から様式第九号まで中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~（~~福岡~~）事務所」に改める。

58 福岡県犬鳴ダム管理用自家用発電気工作物保安規則の一部改正
福岡県犬鳴ダム管理用自家用発電気工作物保安規則（平成五年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改める。

第三条中「直方土木事務所長」を「直方県土整備事務所長」に、「直方土木事務所」を「直方県土整備事務所」に改める。

第五条第三項の表中「直方土木事務所」を「直方県土整備事務所」に改める。
別表第一中「直方土木事務所」を「直方県土整備事務所」に改める。

別表第二中「直方土木事務所長」を「直方県土整備事務所長」に改める。
（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正）

59 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成七年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改める。

本則中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。
（福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正）

60 福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（平成九年福岡県規則第五十三号）の一部を次のように改める。

第二条の表を次のように改める。

閲覧所	閲覧対象書類等
福岡県建築都市部建築指導課	国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者であつて県内に主たる事務所を置くものに係る書類等
福岡県福岡県土整備事務所建築指導課	福岡、朝倉及び那珂県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者（知事の免許を受けた者に限る。以下同じ。）に係る書類等
福岡県久留米県土整備事務所建築指導課	久留米、南筑後及び八女県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者に係る書類等

福岡県北九州県土整備事務所 所建築指導課	京築及び北九州県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者に係る書類等
福岡県飯塚県土整備事務所 建築指導課	直方、田川及び飯塚県土整備事務所管内に主たる事務所を設置する宅地建物取引業者に係る書類等

(福岡県水道法施行細則の一部改正)

61 福岡県水道法施行細則(平成九年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改める。

第一条第三項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加える。

第二条から第五条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

(福岡県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

62 福岡県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成十一年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改める。

様式第四号の備考中「福岡県指定居宅サービス事業者」の次に「介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者」を加える。

(福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

63 福岡県宅地建物取引業法施行細則(平成十二年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改める。

第一条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第三条中「福岡土木事務所、久留米土木事務所、北九州土木事務所、飯塚土木事務所又は那珂土木事務所」を「福岡県土整備事務所、久留米県土整備事務所、北九州県土整備事務所又は飯塚県土整備事務所」に改める。

第七条第一項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第八条中「福岡土木事務所、久留米土木事務所、北九州土木事務所、飯塚土木事務所又は那珂土木事務所の長」を「福岡県土整備事務所、久留米県土整備事務所、北九州県土整備事務所又は飯塚県土整備事務所の長」に改める。

第十四条第一項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項の表を次のように改める。

宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を所管する県土整備事務所	経由する県土整備事務所長
福岡県土整備事務所	福岡県土整備事務所長
朝倉県土整備事務所	
那珂県土整備事務所	
久留米県土整備事務所	久留米県土整備事務所長
南筑後県土整備事務所	
八女県土整備事務所	
京築県土整備事務所	北九州県土整備事務所長
北九州県土整備事務所	
飯塚県土整備事務所	飯塚県土整備事務所長
直方県土整備事務所	
田川県土整備事務所	

(福岡県道路占用規則の一部改正)

64 福岡県道路占用規則(平成十二年福岡県規則第八十一号)の一部を次のように改める。

第十四条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(福岡県砂防指定地等管理条例施行規則の一部改正)

65 福岡県砂防指定地等管理条例施行規則(平成十五年福岡県規則第八号)の一部を次のように改める。

第九条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(福岡県健康増進法施行細則の一部改正)

66 福岡県健康増進法施行細則(平成十五年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改める。

第三条中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加える。

第四条から第六条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

第七条中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長」を加える。

第八条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。
様式第二号の(表)から様式第六号まで中「福岡県指定居宅サービス事業者」を「介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者」に改める。

(補遺)「~~補遺~~」に改める。

様式第七号中「~~補遺~~」を「~~補遺~~」に改める。

(福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

67 福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十七年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改める。

第九条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

(福岡県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

68 福岡県障害者自立支援法施行細則(平成十九年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改める。

第十一条第一項中「保健福祉環境事務所長」の下に「又は保健福祉事務所長」を加える。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号八を削る。

第十一条の二第二項第一号八を削り、同条第二項中

「福岡県農業総合試験場果樹苗木分場」を

「福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター

福岡県福岡農林事務所北筑前普及指導センター

福岡県朝倉農林事務所朝倉普及指導センター

福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター」に、

福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター

福岡県飯塚農林事務所田川普及指導センター

福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センター

福岡県筑後農林事務所八女普及指導センター」

「福岡県水産海洋技術センター内水面研究所」を

「福岡県水産海洋技術センター内水面研究所

福岡県福岡県土整備事務所前原支所

福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所

福岡県京築県土整備事務所行橋支所

福岡県北九州県土整備事務所宗像支所」

総合試験場の各分場の長」の下に、「福岡県福岡農林事務所、福岡県朝倉農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県筑後農林事務所の各普及指導センターの長」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 庁用自動車の運行管理に関する事務

イ 整備管理者を定めること。

第十一条の三中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同条第一号八を削る。

第十二条第二項中「前条第七号」を「前条第六号」に改める。

第十四条第一項中「次条」を「次条及び第十五条」に改め、同項第一号八中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号二中「二千万円」を「三千万円」に、「工事の代金部分払」を「工事代金の部分払」に改め、同号へ中「二千万円」を「三千万円」に、「かつ担保期間」を「瑕疵担保期間」に改め、同号子中「第三十一条第五項及び同法第三十三

条の二第四項」を「第三十三条第五項及び第三十三条の四第四項」に改め、同条第二項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十四条の二及び第十五条を次のように改める。

(工事関係事務所の支所の長に対する委任)

第十四条の二 前条第二項に掲げる工事関係事務所のうち、県土整備事務所の支所の長に、次に掲げる支所に係る事務を委任する。

一 県が施行する工事(以下この号中「工事」という。)の実施に関する事務

イ 工事の施行予定箇所を調査すること。

ロ 工事の工程を定めること。

ハ 工事代金の部分払の請求書又はしゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること。

二 県又は知事が管理する公共土木施設の敷地に隣接する土地の境界の明示並びに地積及び地図等の訂正に關して承認を行うこと。

(工事関係事務所の出張所の長に対する委任)

第十五条 第十四条第二項に掲げる工事関係事務所の出張所(農林事務所のダム管理出張所並びに県土整備事務所のダム管理出張所及び港管理出張所を除く。以下この条中「出張所」という。)の長に、次に掲げる出張所に係る事務を委任する。

一 県が施行する工事(以下この号中「工事」という。)の実施に關する事務

イ 工事の施行予定箇所を調査すること。

ロ 工事の工程を定めること。

ハ 工事代金の部分払の請求書又はしゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること。

二 工事による工作物について、瑕疵担保期間がある場合は、必要があると認めるとき、補修又は補強を命ずること。

ホ 漬地(うづめ)の買収又は物件の移転の承諾書及び不動産登記法に規定する必要書類を提出させ、所有権移転の手続きを行うこと。

ヘ 租税特別措置法第三十三条第五項及び同法第三十三条の第四項の規定に基づき、公共用資産の買取りの証明及び特定公共用又は事業用資産の買取り等の証明等を行うこと。

ト 県又は知事が管理する公共土木施設の敷地に隣接する土地の境界の明示並びに地積及び地図等の訂正に關して承認を行うこと。

第二十条の見出しを、「(保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長委任事項)」に改め、同条第一項中「保健福祉環境事務所長」の下に「及び保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)」を加え、同条第二項中「保健福祉環境事務所長に、」を「保健福祉環境事務所長等に、」に、「久留米保健福祉環境事務所長」を「北筑後保健福祉環境事務所長」に、「山門保健福祉環境事務所長に委任し、第六号に掲げる事務について、久留米市の区域においては、久留米保健福祉環境事務所長」を「南筑

後保健福祉環境事務所長」に改め、同条第三項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同項第十四号ソ及びツ中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所」に改め、同号ニ中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同条第四項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同項第五項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同項第四号ヲ中「附則第三十三条」を「附則第四十二条」に改め、同条第六項中「保健福祉環境事務所長に、次の」を「保健福祉環境事務所長等に、次の」に、「山門保健福祉環境事務所長」を「南筑後保健福祉環境事務所長」に改め、同条第七項中「保健福祉環境事務所長に、次に」を「保健福祉環境事務所長等に、次に」に、「大牟田市の区域においては山門保健福祉環境事務所長に、久留米市の区域においては久留米保健福祉環境事務所長」を「大牟田市及び久留米市の区域においては南筑後保健福祉環境事務所長」に改め、同項第一号ハ中「若しくは事業所」の下に「事務所その他指定居宅サービス事業に關係のある場所」を加え、同号ニ中「指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同号ヘ中「若しくは事業所」の下に「事務所その他指定居宅サービス事業に關係のある場所」を加え、同号ト中「指定居宅介護支援の事業の運営に關する基準に從つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同号リ中「若しくは施設」を「若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に關係のある場所」に改め、同号ヌ中「指定介護療養型医療施設の設備及び運営に關する基準に從つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同号ヲ中「法第百十五条の六第一項」を「法第百十五条の七第一項」に改め、「若しくは事業所」の下に「事務所その他指定居宅サービス事業に關係のある場所」を加え、同号ヲ中「法第百十五条の七第五項」を「法第百十五条の八第五項」に、「指定介護予防サービス事業者について、指定介護予防サービスに關する介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に關する基準に從つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、

同号力中「法第百十五条の八第二項」を「法第百十五条の九第二項」に改め、同号に次のように加える。

ヨ 法第百十五条の三十三第一項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、報告若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業所の従事者に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業者若しくは当該指定に係る施設、事務所その他の居宅サービス事業等の提供に係る場所に出立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

第二十条第八項中「保健福祉環境事務所長に、」を「保健福祉環境事務所長等に、」に、「山門保健福祉環境事務所長」を「南筑後保健福祉環境事務所長」に、「久留米保健福祉環境事務所長」を「北筑後保健福祉環境事務所長」に改め、同条第九項から第十一項までの規定中「保健福祉環境事務所長に、」を「保健福祉環境事務所長等に、」に、「山門保健福祉環境事務所長」を「南筑後保健福祉環境事務所長」に改め、同条第十二項中「保健福祉環境事務所長に、次の」を「保健福祉環境事務所長等に、次の」に、「については山門保健福祉環境事務所長に、」を「及び」に、「久留米保健福祉環境事務所長」を「南筑後保健福祉環境事務所長」に改め、同条第十三項中「保健福祉環境事務所長に、次の」を「保健福祉環境事務所長等に、次の」に、「山門保健福祉環境事務所長」を「南筑後保健福祉環境事務所長」に改める。

第二十条第十四項第三号中

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）を「施行規則」という。

改め、同号に次のように加える。

二 施行規則第十条において準用する施行規則第四条の規定に基づき、公害防止総括者の代理者の選任等の届出を受領すること。
第二十号第十四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成十四年福岡県条例第七十九号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

この号中福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十五号）を「施行規則」という。

イ 条例第七条第一項の規定に基づき、特定施設の設置の届出を受領すること。

ロ 条例第八条第一項の規定に基づき、特定施設となつた際、その使用の届出を受領すること。

ハ 条例第九条第一項の規定に基づき、名称の変更等の届出を受領すること。

ニ 条例第九条第二項の規定に基づき、特定施設の構造等の変更の届出を受領すること。

ホ 条例第十条第一項の規定に基づき、特定施設の構造等の計画の変更又は特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

ヘ 条例第十一条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する期間を短縮すること。

ト 条例第十二条第三項の規定に基づき、特定施設に係る届出者の地位の承継届を受領すること。

チ 条例第二十二條第一項の規定に基づき、使用燃料の変更その他のばい煙の減少計画の提出を求め、又は必要な措置をとるべきことを勧告すること。

リ 条例第二十八條の規定に基づき、汚水の処理の方法等の改善計画の提出を要求又は必要な措置を勧告すること。

又 条例第三十二條第一項の規定に基づき、水質汚濁に係る事故の状況等の概要の届出を受領すること。

ル 条例第四十一條の規定に基づき、公害の発生の防止について必要な措置をとるよう指導し、又は勧告すること。

ヨ 条例第四十二條第一項の規定に基づき、特定施設の状況等についての報告の徴

収又は職員による特定事業場への立入り及び帳簿書類等の検査を行うこと。
 ワ 条例第四十二条第二項の規定に基づき、地下浸透が生じた工場等若しくは事故が発生した工場等に対する報告の徴収又は職員の立入り及び帳簿書類等の検査を行うこと。

力 施行規則第七条の規定に基づき、受理書を交付すること。

六 独立行政法人環境再生保全機構から委託された石綿による健康被害の救済に関する事務

イ 認定申請書及び給付申請書等を受領すること。

第二十条第十五項第一号イ中「土木事務所長又は久留米市長」を「県土整備事務所長」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関する事務

この号中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）を「施行令」という。

イ 施行令第十八条の規定に基づき、廃棄物再生事業者の登録をすること。

ロ 施行令第十九条の規定に基づき、廃棄物再生事業者の登録証明書を交付すること。

ハ 施行令第二十条の規定に基づき、廃棄物再生事業の変更の届出を受領すること。

ニ 施行令第二十一条の規定に基づき、廃棄物再生事業場の廃止、休止又は再開の届出を受領すること。

第二十条第十五項に次の二号を加える。

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十九条の規定に基づき、登録を受けた引取業者若しくはフロン回収業者又は許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に対し、指導及び助言をすること。

ロ 法第二十条第一項の規定に基づき、関連事業者に対し、勧告をすること。

ハ 法第二十条第二項の規定に基づき、フロン類回収業者に対し、勧告をすること。

ニ 法第四十四条の規定に基づき、引取業者の登録をし、その旨を申請者に通知すること（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）。

ホ 法第四十五条の規定に基づき、引取業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。

ヘ 法第四十七条の規定に基づき、引取業者登録簿を一般の閲覧に供すること（法第五十九条において準用する場合を含む。）。

ト 法第四十八条第一項の規定に基づき、引取業者の届出を受領すること（法第五十九条において準用する場合を含む。）。

チ 法第四十九条の規定に基づき、引取業者の登録を抹消すること（法第五十九条において準用する場合を含む。）。

リ 法第五十五条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録をし、その旨を申請者に通知すること（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）。

又 法第五十六条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。

ル 法第九十条第一項の規定に基づき、関連事業者に勧告をすること。

四 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例（平成十四年福岡県条例第十六号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第五条第一項の規定に基づき、使用済自動車等の多量保管の届出を受領すること。

ロ 条例第五条第二項の規定に基づき、使用済自動車等の多量保管に係る変更の届出を受領すること。

ハ 条例第五条第三項の規定に基づき、使用済自動車等の多量保管をやめた旨の届出を受領すること。

第二十条第十六項第一号中「昭和四十五年法律第百三十七号。」を削り、イを口とし、口の前に次のように加える。

イ 法第十二条の三第六項の規定に基づき、産業廃棄物管理票に関する報告書を受領すること。

第二十条第十六項第二号を削り、第三号中イを口とし、口の前に次のように加える

イ 法第十八条第二項の規定に基づき、対象建設工事発注者からの申告を受けること。

第二十号第六項中第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十四条の規定に基づき、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすること。

第二十号第六項第四号中「平成十四年条例第十六号。」を削り、同項に次の一号を加える。

五 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第八十号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第九条第三項の規定に基づき、排出事業者から産業廃棄物の性状等に関する情報の提供を拒否された処分業者から、報告書を受領すること。

ロ 条例第十二条第一項の規定に基づき、処理業者及び自ら産業廃棄物の処理を行う事業者から、処理施設の事故時の応急措置等の報告書を受領すること。

第二十号第十七項に次の三号を加える。

二 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十三条第三項の規定に基づき、国定公園の特別地域内における同項各号に掲げる行為を許可すること。

ロ 法第十三条第六項から第八項までの規定に基づき、国定公園の特別地域内において同条第三項各号に掲げる行為に着手している者等の届出を受領すること。

ハ 法第十四条第三項の規定に基づき、国定公園の特別保護地区内における同項各号に掲げる行為を許可すること。

ニ 法第十四条第六項及び第七項の規定に基づき、国定公園の特別保護地区内において同条第三項各号に掲げる行為に着手している者等の届出を受領すること。

ホ 法第二十六条第一項の規定に基づき、国定公園の普通地域内において同項各号に掲げる行為をしようとする者からの届出を受領すること。

ヘ 法第二十六条第六項の規定に基づき、国定公園の普通地域内における同条第一

項各号に掲げる行為について同条第五項の期間を短縮すること。

三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
この号中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）を「施行規則」という。

イ 法第九条第一項に規定する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、次に掲げるものの許可を行うこと。

(1) 学術研究の目的で狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース若しくはノヤギ及び狩猟鳥獣である鳥類のひなの捕獲等又はカルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス若しくはハシブトガラスの卵の採取等を行うこと。

(2) 有害鳥獣捕獲の目的で(1)に掲げた鳥獣（チュウサギを除く。）の捕獲等若しくはその鳥類のひな及び卵の採取等を行う場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等を行う場合で、その区域が二以上の市町村にわたるもの。

(3) 有害鳥獣捕獲の目的でチュウサギの捕獲等を行うこと。

(4) 特定鳥獣保護管理計画に定める特定鳥獣の数の調整の目的で、特定鳥獣の捕獲等又は卵の採取等を行うこと。

(5) 鳥獣又は鳥類の卵であつて傷病その他の理由により、緊急に保護を要するものの捕獲又は採取を、保健福祉環境事務所職員に許可すること。

ロ 法第九条第七項及び第八項の規定に基づき、前号の許可に係る許可証及び従事者証を交付すること。

ハ 法第九条第九項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を再交付すること。

ニ 法第九条第十一項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の返納を受けること。

ホ 法第九条第十三項の規定に基づき、第九条第一項の許可（イに規定する許可に限る。）を受けた者から捕獲等又は採取等の結果の報告を受けること。

へ 法第十九条第一項の規定に基づき、飼養しようとする鳥獣の登録（特例条例に規定する市町村が処理する事務に係るものを除く。）を行うこと。

ト 法第十九条第三項の規定に基づき、登録票（へに規定する登録に係るものに限る。）を交付すること。

チ 法第十九条第五項の規定に基づき、登録（へに規定する登録に限る。）の有効期間を更新すること。

リ 法第十九条第六項の規定に基づき、登録票（へに規定する登録に係るものに限る。）を再交付すること。

ヌ 法第二十条第三項の規定に基づき、登録鳥獣及び登録票（へに規定する登録に係るものに限る。）の譲受け等の届出を受領すること。

ル 法第二十一条第一項の規定に基づき、登録票（へに規定する登録に係るものに限る。）の返納を受けること。

ヲ 法第四十六条第一項の規定に基づき、狩猟免状の記載事項の変更の届出を受領すること。

ワ 法第四十六条第二項の規定に基づき、狩猟免状を再交付すること。

カ 法第五十四条の規定に基づき、狩猟免状の返納を受けること。

ヨ 法第六十一条第四項の規定に基づき、狩猟者登録証（他県からの入猟者に係るものを除く。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

タ 法第六十一条第五項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）を再交付すること。

レ 法第六十三条の規定に基づき、登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の抹消を行うこと。

ソ 法第六十四条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の取消し等を行うこと。

ツ 法第六十五条の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の返納を受けること。

ネ 法第六十六条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）を受けた者から狩猟の結果の報告を受けること。

ナ 法第七十九条第二項の規定に基づき、市町村に対し必要な指示をすること。

ラ 施行規則第七条第一項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ム 施行規則第七条第十二項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ウ 施行規則第七条第十三項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

エ 施行規則第七条第十四項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

オ 施行規則第二十条第五項の規定に基づき、登録票（へに規定する登録に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

カ 施行規則第二十条第六項の規定に基づき、登録票（へに規定する登録に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ク 施行規則第四十九条の規定に基づき、住所変更等の届出を受けたとき、当該届出者の旧住所地を管轄する都道府県知事にその旨を通知すること。

ヤ 施行規則第五十条の規定に基づき、狩猟免状の亡失の届出を受領すること。

マ 施行規則第六十五条第十項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の亡失の届出を受領すること。

四 福岡県立自然公園条例（昭和三十八年福岡県条例第二十五号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第十一条第三項の規定に基づき、特別地域内における同項各号に掲げる行為を許可すること。

ロ 条例第十一条第四項から第六項までの規定に基づき、特別地域内において同条第三項各号に掲げる行為に着手している者等の届出を受領すること。

ハ 条例第二十一条第一項の規定に基づき、普通地域内において同項各号に掲げる行為をしようとする者からの届出を受領すること。

ニ 条例第二十一条第六項の規定に基づき、同条第五項の期間を短縮すること。

第二十四条中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。

第五十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定するものを除く。

第五十条第五項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定するものを除く。

第五十条第五項第一号を次のように改める。

一 普及指導員に係る勤務実績報告書を作成すること。

第五十条の次に次の一条を加える。

(農林事務所普及指導センター長委任事項)

第五十条の二 農林事務所の普及指導センター(八幡農林事務所北九州普及指導センター)及び行橋農林事務所京築普及指導センターを除く。)の長に、次に掲げる事務を委任する。

一 農林漁業普及指導手当に関する事務

イ 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例第二条の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給について認定を行うこと。

ロ 普及指導員に係る勤務実績報告書を作成すること。

第五十五条の三を削る。

第七十条(見出しを含む。)第一項及び第二項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同条第三項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項第一号ロ(3)中「付属物」を「附属物」に改め、同号ニ中「郵便その他国の行う事業」を「国の行う事業」に改め、同号二(1)中「並びにその他の柱類」を「その他の柱類」に改め、同号二(5)中「空びん等の置場」を「空びんその他の置場」に改め、同号二(7)中「及びその他の工事用施設」を「その他の工事用施設」に改め、同号二(8)中「及びその他の工事用材料」を「その他の工事用材料」に改め、同号ト中「付するとき」を「附するとき」に改め、同号チ中「水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する地方鉄道、ガス管、電柱又は電線」を「水管、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管又は電柱、電線若しくは公衆電話所」に改め、同号ソ中「付して」を「附して」に改め、同号ヲ中「付した」を「附した」に、「制限令第四条から第十二条まで」を「制限令第五条から第十二条まで」に改め、同号ム及び其中「制限令第四条から第十二条まで」を「制限令第五条から第十二条まで」に改め、同号ノ中「法第四十七条の六第二項」を「法第四十七条の七第二項」に改め、同号ヤ中「法第四十八条の五第二項」を「法第四十八条の十一第二項」に改め、同

号マ中「法第四十八条の六」を「法第四十八条の十二」に、「法第四十八条の五第一項」を「法第四十八条の十一第一項」に改め、同号ケ中「法第四十八条の九第四項」を「法第四十八条の十五第四項」に改め、同号フ中「法第四十八条の十」を「法第四十八条の十六」に、「法第四十八条の九第一項」を「法第四十八条の十五第一項」に改め、同号ミを次のように改める。

三 法第六十八条第一項の規定に基づき、必要な土地を一時使用し、又は土砂、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分すること。

第七十条第三項第一号中「ヲ」とし、「リ」から「ル」までを「又」から「ヲ」までとし、同号「中」制限令第十条を「制限令第十条第二項」に改め、同号中「チ」とし、「ス」から「ト」までを「イ」から「チ」までとし、同号セ中「ヒ及びモ」を「モ及びセ」に改め、同号中セを「ト」とし、同号ヒ及びモ中「ロ、ニ、ホ、レ及びリ」を「ロ、ニ、ホ、レ及び又」に改め、同号中モを「セ」とし、「シ」から「ヒ」までを「エ」から「モ」までとし、「エ」の前に次のように加える。

シ 法第六十八条第二項の規定に基づき、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させること。

第七十条第四項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同条第五項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項第一号中「ヤ」を削り、「マ」を「ヤ」とし、同号ケ中「及び細則第十七条」を削り、同号中ケを「マ」とし、同項第三号中「ハ」とし、「ロ」の前に次のように加える。

イ 法第十八条第六項の規定に基づき、国有財産の使用又は収益を許可すること(水利使用を目的とした工作物の設置に係るものを除く。)

第七十条第六項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項第一号イ(3)中「用排水溝渠」を「用排水溝きよ」に改め、同項第三号イ中「法第十八条第三項」を「法第十八条第六項」に改め、同項第六号ハ中「当該保安規程」を「当該規程」に改め、同項第七号ロ中「条例第五条第二項」を「条例第五条第三項」に改め、同号ル中「規則第九条第二項」を「規則第十条第二項」に改め、同号ヲ中「規則第十条」を「規則第十一条」に改め、同号力中「規則第十四条第三号」を「規則第十五条第三号」に改め、同号ヨ中「規則第十五条第一項、第三項及び第四項」を「規則第十六条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第七項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項第一号ニ中「法第三条の二」

を「法第三条ノ二」に、「少くとも五日前に」を「少なくとも五日前に、」に改め、同号水中「供しようとするとき」を「供しようとするときは」に、「除却しようとするとき」を「除却しようとするときは」に、「障害物につき、」を「障害物を」に改め、同号へ中「少なくとも七日前に」を「少なくとも七日前に、」に改め、同号力中「届を」を「届出を」に改め、同号ヨ中「停止し、その条件」を「停止し、若しくはその条件」に、「工事の中止等を命ずること」を「工事中止命令等の処分をすること」に改め、同項第二号ハ中「使用すること」の下に「(法第四十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同号ニ中「行為の許可」の下に「(施行細則第三条第一項の規定による当該行為の変更の許可を含む。）」を加え、同号リ中「閲覧させること」の下に「(法第四十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同号又中「行為の許可」の下に「(施行細則第三条第一項の規定による当該行為の変更の許可を含む。）」を加え、同項第三号ニを次のように改める。

二 法第七条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる行為の許可(施行細則第三条第一項の規定による当該行為の変更の許可を含む。）をすること。

第七十条第七項第三号へ中「中止、その他」を「中止その他」に改め、同項第四号イ中「法第十八条第三項」を「法第十八条第六項」に改め、同条第八項中「土木事務所長(福岡県大牟田土木事務所長を除く。）」を「県土整備事務所長」に改め、同項第一号イ、ロ、ハ及びニ並びに同項第三号へ、ト、チ及びリ並びに同項第四号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、チ、ヌ及びビル並びに同項第六号ロ、ハ、ニ及びホ並びに同項第七号ト、チ及びリ中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同条第九項中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同項第二号中「福岡県福岡土木事務所(大濠公園能楽堂に係るものを除く。）」、「福岡県柳川土木事務所、福岡県八女土木事務所、福岡県北九州土木事務所、福岡県飯塚土木事務所及び福岡県那珂土木事務所」を「福岡県福岡県土整備事務所(大濠公園能楽堂に係るものを除く。）」、「福岡県南筑後県土整備事務所、福岡県八女県土整備事務所、福岡県北九州県土整備事務所、福岡県飯塚県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所」に改め、同項第三号イ中「粕屋郡」を「前原市、古賀市、糟屋郡及び糸島郡」に改める。

第七十条の二(見出しを含む。）中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。
第七十一条第七号イ中「第七十条第六項第六号」を「第七十条第六項第七号」に改め

、同号ロ中「条例第十六条第二項」を「条例第十六条」に、「入港及び積卸し貨物に関する報告書」を「入出港の届出」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関する事務
イ 第七十条第六項第六号に掲げる事務

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。）前に知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行の際現に知事に対して行っている申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。）で、施行日以後において改正後の福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者(以下「受任者」という。）が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、受任者がした処分その他の行為又は受任者に対して行っている申請等とみなす。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十一号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中

11 環境長	上司の命を受け、当該出先機関の環境に関する事務を掌理する。
--------	-------------------------------

を

11 環境長	上司の命を受け、当該出先機関の環境に関する事務を掌理する。
11の2 地域整備企画監	上司の命を受け、当該出先機関の県土整備事業の企画、調整等に関する事務を掌理する。

に改め、

18 分場長	上司の命を受け、当該分場長の事務を掌理する。
19 出張所長	
20 支所長	

を

18 分場長	上司の命を受け、当該分場等の事務を掌理する。
19 出張所長	
20 支所長	
20の2 センター長	

に改め、

30 土木主幹	上司の命を受け、土木事業の計画立案、調整等に関する事務を処理する。
------------	-----------------------------------

を

30 地域整備主幹	上司の命を受け、当該出先機関の県土整備事業の企画、調整等に関する事務に関し、所長又は地域整備企画監を補佐する。
--------------	---------------------------------------------------------

に改め、

同表備考に次のただし書を加える。

ただし、県土整備事務所の支所にあつては、「二 出先機関」の第三十一号、第三十二号、第四十七号及び第四十八号の上欄に掲げるものについては、当該支所の名称を冠しないものとする。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「農林事務所」を「保健福祉環境事務所」に改める。

様式第十三号及び様式第十四号を次のように改める。

様式第13号 (第22条関係)

記載上の
注意事項

二 文字は楷書で明瞭に記載すること。
 一 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

整理番号							
福岡県知事 殿		狩猟免許申請書		領収証紙			
		年 月 日					
住所	(〒)	電話番号					
ふりがな							
氏名					印		
生年月日	年 月 日 生						
<p>下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の にレ印を付し、番号に 印を付す。)</p>							
網 獵 免 許	1 網	わな 獵 免 許	2 わな				
第1種銃猟免許	3 ラ イ フ ル 銃	銃 銃 ・ 空 気 銃 所持許可証番号	号				
	4 散 弾 銃						
第2種銃猟免許	5 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)	交 付 年 月 日	年 月 日				
	6 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)						
(2)他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無							
他 の 免 許	免 許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	更新の有無		
		知事	年 月 日	号			
他 の 免 許	免 許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	更新の有無		
		知事	年 月 日	号			
他 の 免 許	免 許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	更新の有無		
		知事	年 月 日	号			
(3)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることなくなった年月日を記載すること。)							
罰金以上の刑に処せられたことの有無			執行を受けることなくなった年月日				
有 無			年 月 日				
(4)狩猟免許を取り消されたことの有無(有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)							
免許を取り消されたことの有無		年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名			
有 無		年 月 日		知事			
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果	適性試験			知識試験	技能試験
			視力	聴力	運動能力		
網 獵 免 許	号						
わ な 獵 免 許	号						
第1種銃猟免許	号						
第2種銃猟免許	号						

添付書類

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けてない場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかの医師の診断書
- (3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

様式第14号 (第23条関係)

記載上の
注意事項

- 二 文字は楷書で明瞭に記載すること。
- 一 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

整理番号					
狩猟免許更新申請書			領収証紙		
福岡県知事 殿					
年 月 日					
住所	(〒)				
	電話番号				
ふりがな					
氏名					印
生年月日	年 月 日 生				
下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。					
記					
(1)更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の にレ印を付し、番号に 印を付す。)					
網 獵 免 許	1 網	わな猟免許		2 わな	
第1種銃猟免許	3 ラ イ フ ル 銃	猟 銃 ・ 空 気 銃 所持許可証番号	号		
	4 散 弾 銃				
	5 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第2種銃猟免許	6 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)	交 付 年 月 日	年 月 日		
	(2)更新しようとする狩猟免許(免許の種類欄の にレ印を付す。)				
免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日		
網 獵 免 許	知事	号	年 月 日		
わ な 獵 免 許	知事	号	年 月 日		
第1種銃猟免許	知事	号	年 月 日		
第2種銃猟免許	知事	号	年 月 日		
(3)同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類					
免許の種類					
免許の種類	狩 猟 免 許 番 号	講 習 会	適 性 試 験		
			視 力	聴 力	運 動 能 力
網 獵 免 許	号				
わ な 獵 免 許	号				
第1種銃猟免許	号				
第2種銃猟免許	号				

添付書類

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けてない場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかの医師の診断書
- (3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに交付する。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十三号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年福岡県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「経由」を「提出」に改め、同条中「土木事務所を経由して」を「県土整備事務所に」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

都市計画関係法による建築等の許可又は承認の申請の手続等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十四号

都市計画関係法による建築等の許可又は承認の申請の手続等に関する規則

の一部を改正する規則

都市計画関係法による建築等の許可又は承認の申請の手続等に関する規則（昭和四十四年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「が粕屋郡の区域内にある場合にあつては建築都市部都市計画課に、行為地がその他の区域内にある場合にあつては当該行為地を管轄する土木事務所」を「管轄する県土整備事務所長」に改め、同条の表中「副申請書」を「意見書」に、「第六十六条第

一項又は第八項」を「第六十六条第一項又は第七項」に改める。

第五条中「が粕屋郡の区域内にある場合にあつては建築都市部都市計画課に、行為地がその他の区域内にある場合にあつては当該行為地を管轄する土木事務所」を「管轄する県土整備事務所長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「(日本工業規格B5)」を削り、「土木事務所」を「国土整備事務所」に、「都市計画課」を「本庁」に改める。

様式第三号中「(日本工業規格B5)」及び「図章」を削る。

様式第四号中「(日本工業規格B5)」を削り、「第66条第1項第8項」を「第66条第1項・第7項」に、「土木事務所」を「国土整備事務所」に、「都市計画課」を「本庁」に改める。

様式第五号中「(日本工業規格B5)」及び「図章」を削り、「第66条第1項第8項」を「第66条第1項・第7項」に改める。

様式第六号中「図章」を削る。

様式第七号中「(オオハシ)」及び「図章」を削る。

様式第八号中「図章」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年福岡県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

第三条中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長

」に改める。

第十三条中「省令及びこの規則」を「省令並びに第六条及び第十二条」に、「保健福祉環境事務所長（保健所を設置する市にあっては、当該保健所の長及び当該市の長）を経由しなければならない」を「保健福祉環境事務所長等（保健所を設置する市にあっては、当該保健所の長又は当該市の長）を経由するものとする」に改める。

様式第一号の（表）中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。
「~~福岡県庁~~」に改める。

様式第二号から様式第九号までの規定中「~~福岡県庁~~」を「~~福岡県庁~~」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

告示

福岡県告示第四百七十二号

福岡県水防施設費補助規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県水防施設費補助規程の一部を改正する告示

福岡県水防施設費補助規程（昭和五十年三月福岡県告示第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規程する」を「規定する」に改める。

第八条中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

附則

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県告示第四百七十三号

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示

福岡県農業大学校学則（昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「地域農業改良普及センター所長」を「普及指導センター長」に改める。

様式第二号（その一）の注の③中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、同注の④中「地域農業改良普及センター所長」を「普及指導センター長」に改める。

様式第二号（その二）中「地域農業改良普及センター所長」を「普及指導センター長」に改め、同注に次のように加える。

(4) 北九州普及指導センター及び京築普及指導センターの場合、「普及指導センター長」とあるものを「農林事務所長（普及指導センター）」と読み替える。

附則

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県告示第四百七十四号

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程（平成十三年三月福岡県告示第五百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中、「各土木事務所」を「各県土整備事務所」に改める。

附則

行橋県税事務所 京築保健福祉環境事 務所 行橋農林事務所 農業総合試験場豊前 分場 伊良原夕△建設事務 所	行橋県税事務所 京築保健福祉環境事 務所 行橋農林事務所 農業総合試験場豊前 分場 行橋土木事務所 伊良原夕△建設事務 所	工業技術センター 機械電子研究所 八幡農林事務所 北九州県土整備事務 所	遠賀保健福祉環境事 務所 工業技術センター 機械電子研究所 八幡農林事務所 北九州土木事務所	糸島保健福祉事務所
育徳館高等学校 京都高等学校 行橋高等学校 育徳館中学校	育徳館高等学校 京都高等学校 行橋高等学校 育徳館中学校	東筑高等学校 折尾高等学校	東筑高等学校 折尾高等学校	糸島高等学校 糸島農業高等学校
行橋警察署	行橋警察署	折尾警察署	折尾警察署	前原警察署
" 行橋支店	" 行橋支店	" 折尾支店	" 折尾支店	" 前原支店

に、

を

に、

を

に、

田川県税事務所 田川保健福祉環境事 務所 田川高等技術専門校 田川土木事務所	直方県土整備事務所	靱手保健福祉環境事 務所 直方土木事務所	京築児童相談所 水産海洋技術センタ ー豊前海研究所 京築県土整備事務所	京築児童相談所 水産海洋技術センタ ー豊前海研究所 豊前土木事務所
田川高等学校 東鷹高等学校 田川科学技術高等学校	教育庁北九州教育事務 所 直方高等学校 筑豊高等学校 靱手高等学校 靱手竜徳高等学校 直方聾学校 直方養護学校	教育庁北九州教育事務 所 直方高等学校 筑豊高等学校 靱手高等学校 靱手竜徳高等学校 直方聾学校 直方養護学校	教育庁京築教育事務所 青豊高等学校	教育庁京築教育事務所 青豊高等学校
" 伊田支店	直方警察署	直方警察署	豊前警察署	豊前警察署
" 伊田支店	" 直方支店	" 直方支店	" 豊前支店	" 豊前支店

を

に、

を

に、

を

八女県土整備事務所	福岡高等学校 八女農業高等学校	八女警察署	" 八女支店
-----------	--------------------	-------	-----------

山門保健福祉環境事務所 水産海洋技術センター 有明海研究所 柳川土木事務所	伝習館高等学校 柳川盲学校	柳川警察署	" 柳川支店
------------------------------------------------	------------------	-------	-----------

南筑後保健福祉環境事務所 水産海洋技術センター 有明海研究所	伝習館高等学校 柳河盲学校	柳川警察署	" 柳川支店
--------------------------------------	------------------	-------	-----------

大牟田県税事務所 大牟田児童相談所 大牟田土木事務所	三池高等学校 三池工業高等学校 大牟田北高等学校 ありあけ新世高等学校	大牟田警察署	" 大牟田支店
----------------------------------	----------------------------------------------	--------	------------

大牟田県税事務所 大牟田児童相談所 南筑後県土整備事務所	三池高等学校 三池工業高等学校 大牟田北高等学校 ありあけ新世高等学校	大牟田警察署	" 大牟田支店
------------------------------------	----------------------------------------------	--------	------------

める。

附 則

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県告示第千四百七十六号

福岡県プール衛生指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻 生 渡
福岡県プール衛生指導要綱の一部を改正する告示

福岡県プール衛生指導要綱（平成十五年六月福岡県告示第千八百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改め、同条中「保健福祉環境事務所長（以下「保健福祉環境事務所長」という。）」を「保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長（以下「保健福祉環境事務所長等」という。）」に改める。

第五条から第七条までの規定中「保健福祉環境事務所長」を「保健福祉環境事務所長等」に改める。

別表の第三の六の〔中〕「~~和論前序補綴編纂等~~」を「~~和論前序補綴編纂等~~」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「~~和論前序補綴編纂等~~」を「~~和論前序補綴編纂等~~」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

訓 令

福岡県訓令第十三号

農林水産部
各農林事務所

福岡県営林極印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻 生 渡
福岡県営林極印規程の一部を改正する訓令

福岡県営林極印規程（昭和三十九年五月福岡県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

第四条中「押記」を「打押」に改め、同条第一号中「もつて」を「もつて」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

第六条中「打記」を「打押」に改める。

第七条中「なつた」を「なつた」に改める。

第八条中「あつた」を「あつた」に改める。

様式第二号中「~~支離漏漏~~」を「~~支離漏漏~~」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県訓令第十四号

県土整備部

土木事務所

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県河川観測規程の一部を改正する訓令

福岡県河川観測規程（昭和三十二年六月福岡県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

第五条第二項中「所轄土木事務所長」を「所轄県土整備事務所長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県訓令第十五号

本 庁

財 務 担 当 所

福 岡 県 警 察 本 部

福 岡 県 教 育 庁

福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和五十三年十二月福岡県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の表中「柳川」を「南筑後」に、「行橋、前原」を「京築」に、「土木事務所指名委員会」を「県土整備事務所指名委員会」に、「土木事務所総務課」を「県土整備事務所総務課」に改め、「大牟田、豊前、宗像」を削る。

附則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県訓令第十六号

本 庁

出 先 機 関

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令

福岡県競争入札制度審査会規程（昭和四十年六月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中「福岡土木事務所長」を「福岡県土整備事務所長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県訓令第十七号

本 出 本
 庁 先 機 関
 福 岡 県 警 察 本 部
 福 岡 県 教 育 庁
 福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
 福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
 福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
 福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十一年九月三十日

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二 センター長 組織規則第百六十三条に規定するセンター長をいう。

十七の三 地域整備企画監 組織規則第二百三十二条第二項に規定する地域整備企画監をいう。

第七条の表知事部局の項中

保健福祉環境事務所	所長の決裁事項	総務企画課企画指導係、保健福祉課、健康対策課、衛生課及び検査課の所掌事務については保健監、環境課の所掌事務については副所長	総務企画課企画指導係及び保健福祉課の所掌事務については副所長、その他の事務については主務課の課長
-----------	---------	---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

を

保健監の決裁事項	総務企画課企画指導係及び保健福祉課の所掌事務については副所長、その他の事務については主務課の課長	総務企画課企画指導係及び保健福祉課の所掌事務については主務課の課長、その他の事務については課長補佐を置く課にあつては課長補佐を置かない課にあつては主務課の課長
副所長の決裁事項	主務課の課長	課長補佐を置く課にあつては課長補佐を置かない課にあつては主務課の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）
環境長の決裁事項	環境課長	環境課の副長（副長を置かない課にあつては所長が指定する職員）
課長の決裁事項	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務課の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）	課長補佐を置く課にあつては主務課の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員

保健福祉環境事務所	所長の決裁事項	総務企画課企画指導係、健康増進課、保健衛生課及び検査課の所掌事務については保健監、地域環境課及び環境指導課並びに環境課の所掌事務については環境長、その他の事務については副所長	総務企画課企画指導係の所掌事務については副所長、その他の事務については主務課の課長
保健監の決裁事項	保健監の決裁事項	総務企画課企画指導係の所掌事務については副所長	総務企画課企画指導係の所掌事務については主務課の課長、その他

所

副所長の決裁事項	支所の所掌事務については支所長、出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいない場合は、所長が指定する職員)	支所の所掌事務については主務課(室)の課(室)長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は副長(係長及び副長を置かない課(室)にあつては、所長が指定する職員)
支所長の決裁事項	主務課(室)の課(室)長	主務係の係長又は主務課の副長
課(室)長の決裁事項	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は副長(係長及び副長を置かない課(室)にあつては、所長が指定する職員)	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課又は室にあつては所長が指定する職員
出張所長の決裁事項	所長が指定する職員	所長が指定する職員

改める。

第二十一条の二第一項第五号中「第七号まで及び第十一号から第十三号まで」を「第八号まで及び第十二号」に、「免除された場合は」を「免除された場合に」に改め、同条第二項中

「福岡県工業技術センター機械電子研究所」を

「福岡県工業技術センター機械電子研究所

福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター

福岡県福岡農林事務所北筑前普及指導センター

福岡県朝倉農林事務所朝倉普及指導センター
 福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センターに、
 福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター
 福岡県飯塚農林事務所田川普及指導センター
 福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センター
 福岡県筑後農林事務所八女普及指導センターに、
 「福岡県水産海洋技術センター内水面研究所」を
 「福岡県水産海洋技術センター内水面研究所
 福岡県福岡県土整備事務所前原支所
 福岡県福岡県土整備事務所柳川支所 に改め、同条第三項中「及び病虫害防除
 福岡県北九州県土整備事務所宗像支所」
 福岡県北九州県土整備事務所」に改める。
 所」を、「病虫害防除所及び県土整備事務所」に改める。

第二十一条の三中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第二十一条の九を第二十一条の十とし、第二十一条の八を第二十一条の九とし、第二十一条の七を第二十一条の八とし、第二十一条の六を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。

(農林事務所普及指導センター長専決事項)

第二十一条の六 農林事務所の各普及指導センターの長に、次に掲げる事務を専決させることとする。

- 一 第二十一条第三号へに規定する事務(所属職員に係るものに限る。)
- 二 所属職員(役付職員を除く。)の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

2 八幡農林事務所北九州普及指導センター長及び行橋農林事務所京築普及指導センター長に、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を専決させることとする。

- 一 委任規則第十一条第二号から第四号まで、第五号の二、第十五号、第十六号及び第二十一条に規定する事務(同条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担に係るもの、同条第三号、第四号及び第五号の二に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十五号、第十六号及び第二十一条に規定する事務につ

ては普及指導センターの所管に係るものに限る。）

二 委任規則第十一條第十二号八、二及びホに規定する事務。（所長が指定する庁用自動車に係るものに限る。）

三 第二十一條第三号ロ、ハ、ニ、ホ及びト並びに同條第四号に規定する事務

第二十一條の十の次に次の一條を加える。

（県土整備事務所支所長専決事項）

第二十一條の十一 県土整備事務所の各支所の長に、次に掲げる事務を専決させることとする。

一 第二十一條第三号イ及びへに規定する事務（所属職員に係るものに限る。）

二 所属職員（役付職員を除く。）の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

第二十二條第一項中「第二十二條の三」を「第二十一條の六、第二十一條の十一及び第二十二條の三」に改め、同項第一号中「係るもの、」の下に「保健福祉事務所にあつては所長、保健監及び副所長に係るもの、農林事務所にあつては所長、センター長及び副所長に係るもの、県土整備事務所にあつては所長、副所長、支所長及び地域整備企画監に係るもの、」を加え、同項第二号中「係るもの、」の下に「保健福祉事務所にあつては所長、保健監及び副所長に係るもの、農林事務所にあつては所長、センター長及び副所長に係るもの、県土整備事務所にあつては所長、副所長、支所長及び地域整備企画監に係るもの、」を加え、同條第二項第二号中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に、「環境課職員」を「地域環境課及び環境指導課並びに環境課の職員」に改める。

第二十二條の三第二項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に、「農林事務所」を「農林事務所（普及指導センターを除く。）」に、「土木事務所」を「県土整備事務所（支所を含む。）」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、県土整備事務所の支所の各課又は室の長にあつては、同項第一号ロに規定する事務を除く。

第二十三條第二項中「委任された事務」の下に「（第四項において「財務担当所長委任事務」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、副所長等が出納員を兼ねる場合にあつては第二号に規定する事務を除き、

県土整備事務所にあつては第四項に規定する事務を除く。

第二十三條第三項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同條に次の一項を加える。

4 県土整備事務所の各支所の長に、財務担当所長委任事務のうち、当該支所に係る次に掲げる事務を専決させることとする。

一 委任規則第十二條第一項第三号に規定する事務

別表一第八項課長専決事項の上欄第二号及び第八号並びに同項課長専決事項の下欄第一号中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同表第十一項中「福岡県認

証局運営規程（平成十四年八月福岡県訓令第十五号）を「認証局規程」を削り、同項課長決裁事項の上欄中第二十号及び第二十一号を削り、同項課長決裁事項の中欄中第一号から第十五号までを削る。

附則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第四条第一項中「保健福祉環境事務所」の下に「、保健福祉事務所」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改める。

別表第一知事部局の項中

農林事務所	
副所長	所長
四種	二種

を

農林事務所		
副所長	センタ ー長	所長
四種	三種	二種

に、

保健福祉環境事務所		女性相談所		パスポートセンター	
環境長	副所長	所長	所長	所長	所長
五種	三種				

を

保健福祉事務所		保健福祉環境事務所		女性相談所		パスポートセンター	
副所長	保健監	所長	環境長	副所長	保健監	所長	所長
五種	三種	五種	三種				

に、

地域農業改良普及センター		家畜保健衛生所	
副所長	所長	副所長	所長
三種		五種	

を

家畜保健衛生所	
副所長	所長
五種	三種

に、

水産海洋技術センター		土木事務所	
副所長	所長	副所長	所長
三種		五種	

を

水産海洋技術センター		県土整備事務所	
副所長	所長	副所長	所長
三種		五種	

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

保健福祉環境事務所
 所長 保健監 副所長 環境長 課長（宗像、朝倉、糸島及び八女の保健福祉環境事務所においては総務企画課長に限る。）

を

保健福祉環境事務所
 及び保健福祉事務所
 所長 保健監 副所長 環境長 課長

に、

農林事務所
 所長 副所長 課長 出張所長

を

農林事務所
 所長 副所長 センター長 課長（北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、朝倉、久留米、飯塚、田川、南筑後及び八女の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。） 出張所長

に改め、

同表地域農業改良普及センターの項を削り、

土木事務所
 所長 副所長 課長（建築指導課長については、直方、行橋、前原、朝倉、八女及び豊前の土木事務所に置かれるものを除く。） 室長 出張所長

を

県土整備事務所
 所長 副所長 地域整備企画監 支所長 課長（支所においては庶務課長に限る。） 室長 出張所長

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十五号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第一イ甲表中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所」「保健福祉事務所」に、

農林事務所	係長 副長	課長 課長補佐 出張所長	副所長	所長
-------	----------	--------------------	-----	----

を

農林事務所	係長 副長	課長 課長補佐 出張所長	センター長 副所長	所長
-------	----------	--------------------	--------------	----

に、

農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長		
地域農業改良普及センター	係長	課長	所長			

を

農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長		
---------	----	----------	-----------	-----------	--	--

に、

土木事務所	係長 副長	出張所長 室長 課長 課長補佐 用地主幹 土木主幹	所長 副所長
-------	----------	------------------------------------------	-----------

を

県土整備事務所	係長 副長	出張所長 室長 課長 課長補佐 用地主幹 地域整備主幹	所長 副所長 支所長 地域整備企 画監
---------	----------	--------------------------------------------	---------------------------------

に改める。

別表第二イ甲表中「保健福祉環境事務所」を

「保健福祉環境事務所
保健福祉事務所」に改める。

別表第二ロ乙表中「保健福祉環境事務所」を

「保健福祉環境事務所
保健福祉事務所」に改める。

別表第二イ甲表中「保健福祉環境事務所」を

「保健福祉環境事務所
保健福祉事務所」に改める。

農林事務所	畜産係長 農産園芸畜産係 長	園芸畜産課長 園芸畜産課課長 補佐
-------	----------------------	-------------------------

を

農林事務所	畜産係長 園芸畜産・食の 安全係長	農業振興課長 農業振興課課長 補佐
-------	-------------------------	-------------------------

に改める。

別表第四イ甲表中「保健福祉環境事務所」を

「保健福祉環境事務所
保健福祉事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、(一)に公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則(昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(3)中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所(以下「保健福祉環境事務所等」という。)」に改め、同条第二号及び第三号中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項

のへき地公署を定める規則の一部を改正する規則

福岡県職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第五項のへき地公署を定める規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「直方土木事務所」を「直方県土整備事務所」に、「前原土木事務所」を「福岡県土整備事務所」に、「八女土木事務所」を「八女県土整備事務所」に、「北九州土木事務所」を「北九州県土整備事務所」に、「田川土木事務所」を「田川県土整備事務所」に、「那珂土木事務所」を「那珂県土整備事務所」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年九月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十八号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般財団法人水素エネルギー製品研

究試験センター」を「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の規定は、平成二十一年九月一日から適用する。